

明治二十七年二月廿六日第三種郵便特認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 4. April 1911.

VOL. XXIV.

明治廿一年五月創刊

本月一四二十日發行

明治四十四年

四月二十日發行

# 監獄協會雜誌

第貳拾四卷

第四號

監獄協會發行

第貳拾四卷第四號目次

○論 說……………(一頁)

○刑の量定と司獄官……………司法省參事官 泉 二 新 熊 (七頁)

○講 演……………文學士 十 時 彌 (七頁)

○寄 書……………(二三頁)

○犯罪の消長……………白井勇松 生

○上田血獄の「刑罪と免囚保護」を讀む……………峇 州 生

○監獄の賞遇制度を論ず……………櫻井革 聲

○記假出獄之事……………逸 庵 生

○監獄衛生……………(四一頁)

○監獄衛生雜感(其二)……………石崎實樂生

○飲酒の害……………左座金藏

○統 計……………(五三頁)

○明治四十四年二月末日現在在監人員表……………

○明治四十四年二月末日現在在受刑者罪名表……………

○明治四十四年二月末日現在在監人員監獄別表……………

○救護事業……………(五九頁)

○鹽山保護團の事情一斑……………田川午次郎報

○和歌山群原本發會式發況……………

○大分縣及鹿兒島縣の出獄人保護規程……………

○翻譯……………(七一頁)

○英國監獄參事會の内務大臣に對して爲したる報告書(一)……………

○雜 錄……………(八二頁)

○閣部司法大臣の訓示……………

○彦根分監開廳……………

○小田原分監の増築竣成……………

○練習船設備の廢止……………

○兵役と犯罪……………

○白蟻に就て……………

○囚徒井底に埋る……………

○倉庫倒れて囚徒の横死……………

○逃走事故……………

○法 令……………(九三頁)

○叙任及辭令……………(九四頁)

○本會記事……………(同 頁)

○茶話會……………

○名譽會員推薦……………

○會場建築工事落成……………

監獄協會雜誌第貳拾四卷第四號

論 說

○刑の量定と司獄官

司法省參事官 泉 二 新 熊

刑の量定に就ては今日までに専門家の説も聽き實例にも接した事であつて今更喋々するまでもないが、近來有識者の間に之に關する論議が再燃した現に今期の議會に於ても其論議があつて監獄費を削減する一の理由になつて居る、そこで聊か卑見を述べて見たいと思ふ。

先づ順序として新刑法の主眼目に就て一言せねばならぬが新刑法は人格主義を採用したものであると極言する人がある、而して其主義を採用したとは刑法本文何れにも書いてはない唯裁判官が刑を量定するに當つて刑の最長期と最短期との間を廣くしたのは人格を重視したのであると云ふのである、けれども之は絶對ではない矢張り罪質を察し人格を酌むで刑を量定する基礎觀念を定めるのである、人格に重きを置いて罪質の如きは度外に置いたと云ふのではない、從來は罪質否罪名に依つて刑の範圍が限られてあつた、新刑法の如く廣い範圍でなく狭い範圍に限られて居つた、隨つてそれだけ長い刑期でなくとも思料する者にでも長期の刑を課せねばならず又短期の刑では懲戒の目的を達する事は出來ぬと思つても刑法に定められた狭い刑期の範圍で量定しなければならなかつたのが新刑法

は其範圍を廣くして裁判官をして適當と認むる刑期を裁量せしめることになつたのである、加之自由刑と罰金刑との選擇をも任かしてあるから、人格を斟酌する事は舊法時代よりも重く視られるに至つた事は勿論であるが、去りとて人格一點張りの考は謬りであると思ふ、尙又舊法にも人格を度外視したのでなく確に刑を量定する上に於ては一要件として見て居つたのである決して舊刑法に無かつたのを新に設けたのではない、無を有としたのでない事を認めて置かねばならぬ。

刑の目的は犯罪豫防である、犯罪豫防は一般豫防と特別豫防である事は云ふまでもないが、其特別豫防と云ふ方面から觀察すれば主として人格主義を見なければなるまいけれども一般豫防の方面から云へば人格のみに重きを置く譯にはいかぬ、刑の目的として世人を鑑戒し犯人を懲戒するに在るとすれば兩方面から判断せねばならぬ、左すれば一般豫防を主とするか特別豫防に重きを置くかと云へば之には議論のある事であるけれども之は犯罪ある毎に諸種の事情を考慮して斷案を下すべきもので時と場合に依り斟酌する必要があると思ふ例へば放火の如きは秋田山形の地方では古來の習慣として犯罪と思つて居ない又近來に至つて犯罪であると判明するやうになつても左程重い刑を科せられる罪とは思はぬと云ふ所がある又森林盜伐でもそれである斯様な者に對する科刑は特別豫防の方面から云へば軽い刑でも宜しいが一般豫防の方面から觀るときにはそんな習慣を増長させてはならぬから之に對して重い刑を科せねばならぬと云ふ場合がある、坑夫仲間や博徒仲間の殺傷事件の如きも亦一般豫防の方面に重きを置かねばならぬ、個人に對しては科罰の程度重きに過ぐると思ふても社會の方面に對する一般豫防の爲めには刑罰を科せないで置くことは出來ぬのみならず一般豫防の目的に協ふやう社會を警戒するに足ると思料する刑を量定せねばならぬ、之に反して一般社會を警戒する程度よりも犯人個人を懲戒する程度に重きを置かねばならぬ場合がある、之は罪名などで豫斷し置くことの出來ぬもので同じく放火でも殺傷でも諸種の事情を綜合して一般豫防と特別豫防孰れの方面に重きを置くかを

裁量せねばならぬ、重きを置く置かぬと云ふは程度の問題である一方を重く見て一方は全然顧みないと云ふのではない、兩面觀察を要する決して一方に偏して刑の量定をすべきではないと云ふのである。茲に一の犯罪がありとして其罪質なり個人關係なり種々の事情を調査して、之には五年の刑を科すべしとか或は十年の刑を科する必要ありとか裁判官の中でも各意見の異なる事が有が、之は人々の意見であるから孰れを是とも非とも斷言する事は出來ぬので一概に刑の量定は重きに過ぐると云ふ非難は當を得て居らぬ、新刑法實施後の事件に就て觀るに窃盜でも常業的の累犯者とか詐欺取財でも狡猾を弄して複雑な手段で欺罔する事を職業とするやうな犯罪者とか賭博を常業として生業を怠る者賭場を開張して乾兒を騙集める者とか云ふ所謂職業的に犯罪をする者には随分長い刑期を科すけれども、一面殺人とか放火とか云ふ種類の者には舊刑法時代の如く長期を量定せず却て短期の刑を量定して居る又起訴猶豫も執行猶豫もして居る、刑の量定の軽い方には一言半句を費さずして長い方のみ非難するのは當を得ない、短い方にも量定が悪いと云ふ非難あり、長い方にも非難があるなれば非難は權衡を得て居る假令其量定の内容に對する非難の當否は兎に角として批評の體を具へて居るが長期の刑を量定した點のみを彼此と論難するのは片手落ちである勝手過ぎると思ふ。

乍併此非難に對して吾人は馬耳東風に聞流すべきではない、常業的犯罪者に對して長期の刑を量定するからと云つて將來を非觀するには及ばぬが、去りとて決して量刑に關する世間の議論を輕んじてはならぬ、新刑法は刑の長短範圍を擴大して充分に取捨せしめる、或は自由刑と罰金刑の選擇を許し或は刑の執行猶豫の範圍を廣くし又は假出獄を許す期間を寛かにすると云ふが如く舊法よりも面目を革新して居る、刑を量定するに就て形の上に變化が現はれて居る既に法定の變化があれば實地適用上にも之に應じて變化ありや否やを見るに一般の趨勢は人格主義に傾き過ぎては居らぬか、之は刑法施行の當初に人格主義を加味したと警鐘を打つた響が強かつたのと從來短期の行刑は懲戒の効を奏せぬ

と云ふ風方に動かされて其趨勢を來したのではないかと思ふ、然らば其人格主義を應用するには其人格を知悉するに足るべき材料が必要であるが、其材料は何であるかと云ふに従來の審理手續調査方法と餘り異つて居らぬ状況が見える勿論此等の手續や方法は刑事訴訟法の改正を待つて完全を期すべき事もあるであらうが今日の儘にても相當に調査し審理する途もあると思はれるが遺憾ながら盡してない、今日の状況は犯罪者の人格調は一に警察官の手に成れる素行調査である此調査と前科表が人格を知るべき材料の全部であると云ふて可いと思ふ、之れでは犯人の性格は勿論犯罪の原因とか動機とか其周圍の事情等は詳悉する事は出来ぬ、随つて鞏固なる根據ある心證を得る事が出来ない其結果として刑の量に不足がある、動もすれば危険を醸す事はなからうかと危むのである、刑の量定を衡平にするには、犯罪の真相を把へねばならぬ、犯罪の方法手段ばかりではなく其犯罪の遠因動機又犯罪に依つて得たる物品の顛末、其贓金の使途又は他人に預使せられて犯罪するのか、獨立して營業的に犯罪するのか若くは一時の出来心から犯罪するに至つたのか、或は犯罪は道ならぬ事であるご知りながら一度だけで止める積りで犯罪をしたので貧に逼つて窃盜をやつたのであつた二度目もそうであつた、三度目もそうであつたが貧苦を脱する事が云來ないので其度毎に良心の呵責に逢ひながらも餘儀なく窃盜したと云ふ類の者がある、そんな事情があるではないかと云ふ點を調べ尙其犯人の生育關係平素の行狀へば親族隣人間の交際常に出入する人物等細かに詮索を遂げて犯罪の徑路を知るのが必要である、之を知るには唯警察官の手を煩した素行調査ばかりでなく誣延で本人を調べる許りでなく犯罪の事實に直接に關係なくとも其親族主人又は友人をも召喚して聞糾す其他本人の行動を能く知つて居る者から聞くと云ふやうに本人の利益不利益に關する事情を充分に會得せねばならぬ、證人として證言する事の出來ぬ地位に在る者もあり又證言として採用すべき事柄でない事もあるけれども其は證人でなくとも參考人でなくとも此等のことから聽取る方法は幾らもある、裁判官は其便宜を得難けれ

ば檢察官で調査しても宜い、要は其調査の材料を正確にし其正確なる材料に基いて刑を量定する心證を作るに至れば宜いのである、或は斯様な手数を重ねるのは經費を要することであるから犯罪事件の總てには行はれ難い事情もあらう又斯様な手数を費す必要の無いと云ふ事件もあらうが裁判は慎重にせねばならぬ、事件は微々たるものであるとしても苟も刑事の有罪宣告をするのは犯罪者の一生に汚點を刻み込むので重大なる事であるのみならず無罪となつたのと有罪となつたのとでは社會の疑懼の念を起さしむる上に雲泥の差がある、社會に與へた深き印象は拭ひも敢へず肩身狭く一生を過す事になるのであるから、審理は成るべく餘蘊なきまでに進めたいのである、殊に彼の警察署の犯人素行調査なるものは信用する價値のないものも少くはない或は風評に依つて常習犯者と斷じ或は何か感情の衝突其他の推測で常習犯者であると斷ずるものがないとも限らぬ又故らに不利益の報告をする積りでなくとも筆の廻はし方では正邪曲直が分れると云ふ程度までには至らぬとしても針小棒大の影響を及ぼす事がある若し此のみを根據として刑の量定の材料とする事あれば大なる間違を生じ新刑法の旨趣を全うする事が出来ぬと思ふ、故に是非刑の量定の根據となるべき事實をば諸方面に涉りて索めねばならぬ。

次に監獄當局者の行刑の立場から働く事が必要である、警察官の素行調査が行届いて偽り飾りがなく裁判所の個人調査に餘す所なく随つて特別豫防の目的を達するは勿論一般豫防の目的に協ふべく遺憾なしと認めらるゝ刑の量定ありとしても、監獄官吏は獨立の見地から此等の關係を考査し行刑を確實にせねばならぬ、監獄官吏は行刑に當るのであるから妄りに裁判の模様刑の量定の當否を批判する事は無論公然發表すべきものではないが其職責を盡す間に在監者の性格其他全豹の事情を知つて而して裁判官の言渡した刑が適當で有るか否かを判断する事が必要である、而して若し左程長期間刑を執行しなくても宜いと云ふ情狀に在る者であり又監獄に於ける行狀等缺くる所なしと見込んだ者であれば

法定期間を經過したならば速に假出獄を利用して量定せられたる刑を緩和する事に注意する、併しなから裁判官が一般豫防の方面に注目する如く監獄官亦其方面を等閑視する事は出来ぬので量定せられた刑は相當であるが假出獄としても其一般豫防の旨趣を貫徹する事が出来るや否やの考は念頭から離れてはいかぬ、此等の研究調査の事に關しては數々雜誌の上で讀み又典獄會議等の際注意もあつた事であるから諸君は疾く御承知の事であらうから深く述べるに及ばぬと思ふ、序に一言したのは刑の執行猶豫の言渡を受けて監獄から釋放せられる者に對する注意である、刑の執行猶豫は犯人に對し刑を執行せずして執行したと同じ効果を收めようとするのである、然るに此刑の執行猶豫と云ふ制度は日本では明治三十八年から行はれたので世間の人は能く其旨意を知らぬやうである、被告人が裁判所で言渡を受けても呆然として其意を解せぬが多い偶、辯護士の付添でもあれば其位の事は承知しても居るが、左もない者は裁判官から説明されて始めて了解するのである、そうして其執行を猶豫されるとなると乃公は無罪だと感張る者がある、其道に通じて居る人なれば無罪となる譯はないと想像もするであらうが、田舎の人杯は直に本人の言ふが儘を信ずる、彼れはあんな悪い事をしたが無罪である、あゝ云ふ事は法律で許されたのであらう、それならやつても差支はなからうと云ふ考を起す、本人が執行猶豫の精神を熟知しないのと幾分か身の汚れを匿すと云ふ事から田舎人の謬想を惹起するのであらうが斯る思想が傳播するやうになつては一般豫防の目的を達する事は出来ぬと思ふ、又本人もそんな考を有つて居ては將來の改悛も覺束ないと思はれる、故に此等の者に對する取締警戒は警察方面で注意せねばならぬのは申すまでもないが監獄に在る者で刑の執行猶豫の言渡を受けた者があるならば其釋放の際監獄當局者に於て本人に其精神を説得し萬一の過誤のないやうに注意して遣らねばならぬ、今日までの經過に依ると執行猶豫の制度は確かに善い成績を表はして居るが其制度の精神を貫徹するには裁判官警察官の協心戮力を要するは勿論であるが監獄官亦其趨勢に注目を怠つてはならぬと思ふ、之れに注意するのは即ち一般豫防特別豫防の手段の一端を盡す所以である。

講 演

○刑事學の趨勢に就て

(監獄協會に於て)

文學士 十 時 彌 君

私は監獄事業に就きましては全く經驗も知識も有つて居りませぬ門外漢でございます。今日皆さんの前に立つてお話を致しまするといふことは鳴謝がましく自らも感ずるのであります。實際のことに當つて居らるゝ皆様にお近づきになることを得るのは私に取つて洵に幸でございます。今日始めてお目に懸ります御挨拶を致す考へで、少しばかりお話を致して見たいと思ふのであります。御話申しますことは刑事學の趨勢に就てといふことでございますが、何も別段新しいことを申し上げることもございませぬので、唯だ西洋の先輩などの書いた事柄を抜讀みする位のことでありまして、既に皆さんが克く御承知のことを繰返してお話申上げるに過ぎないことであらうと存じますが、此刑事學殊に刑事社會學といふものが日本に於てまだ發展を致して居りませぬに就ては、大體此刑事學といふものがどういふ由來とどういふ趨勢を以て居るかといふことをお話致して見ることも強ち無用ではなからうと信じまして、少しく御清聴を煩はす積りであります。

一體此犯罪人の取扱ひといふことに就きましては是れは軌近の文明の進歩に伴つて一番著しく變動を生じた所の事實であります。十八世紀の哲學者などが所謂人道的精神に動されまして、さうして社

會の改良或は政治の革命といふやうなことに就て熱心なる運動を試みまして以來、十九世紀に在つては犯罪者の取扱が御案内の如くに仁愛的になつたのであります。さうして刑罰のことが從來の専横な暴虐な取扱ひから全く一變して來たのであります。其十九世紀の末葉に當つて初めて此刑事學といふもの、研究が起つたのであります。此刑事學の理論が實際の上に應用されるといふことが大切な事柄であるに拘らず、日本に於ては刑事社會學刑事人類學といふもの、研究がまだ甚だ重きを置かれて居ないやうに思ふのは誠に學問界の恨事であると思つて居ります。又實際の方面に於てましても刑事學の理論といふものが、もう少し確立致して、さうして實際取扱ひの上に確固たる根據を與へるといふことが申すまでもなく非常に必要なことである。勿論犯罪に對する處分は刑法の規定によることであつて、さうして刑罰の實行は裁判の宣告の結果でありませうけれども、裁判の宣告といふものは單に刑法の規定によるのみでなく、又此刑罰の執行といふ事は單に其裁判の宣告に機械的に取扱ふ云ふべき者では無のである。裁判官や司獄官は法律上の結果を單に機械的に取扱ふ所の機械ではないのである。裁判官や司獄官は自由なる獨立なる判斷に依つて此刑法の規定により、さうして其獨立なる判斷によつて實効を擧げることゝ自ら働かせなければならぬのである。然らばそれは何によつて其識見を得るか、其識者の因つて基く所は何處であるかといへば單に法律上の抽象的の識見ではないのである。或は又單に實際上の經驗のみではないのである。當にそれが根據となるべき確實なる知識を得なければならぬことゝ存するのであります。其確實なる根據といふのは何であるかといへば、私は之に就いて今日日本の監獄界に於て刑事學の知識が甚だ乏しいといふことを常に憾みと致してをるのであります。此故に私は刑事學といふものが裁判官の上にも司獄官の上にももう少し深く必要を感せしめなければならぬことではなからうかと常に感じて居るのであります。若しも裁判官が單に刑法の規定により、又司獄官が單に其裁判の宣告によつて其刑罰を執行するのみを以て、機械的に之を動かすのみを以て滿

足致して居るならば、詰り犯罪に對する社會の救治といふものは、黄河の岸に菴んで百年河の清くなるのを待つて居るのと同じである。若し司獄官や裁判官が單に從來の法律の規定によつて動いて居るならば、一つの機械に過ぎないのであつて、甚だ憾むべきことである。それ故に堅確なる知識を刑事學の上に求めるといふことは非常に大切であるといふことは申すまでもないことであります。所が近年に及んではさういふ思想が漸く總ての人に感ぜられて居ることは認められますけれども、併ながら實際を申せば刑事學といふものは日本にないのである。日本には成立つて居らないのである。これは實に残念なことであると思ひます。

此新しい學問は實は殆ど全く歐羅巴の大陸で始めましたものでありまして、亞米利加に於きましては殆どそれは餘り進んで居らないのであります。哲學者或は心理學者或は社會學者或は法律學者等が色々の方面から大陸に於ては熱心に其研究を致して居るやうであります。亞米利加では却つて其研究が進んで居らないかのやうに見受けられます。それは恰度彼のヘヴロック、エリスといふ人が申して居りますやうに歐羅巴の大陸に於ては刑事學者が純然たる學者的態度を以て研究を進めて居りますのに、亞米利加の方では其學術的進歩のことに就ては餘り與り知らないやうである。併しながら實際の取扱ひに於きましては亞米利加に於ては大に進歩して居るやうであります。従つてエリスが申しますやうに歐羅巴大陸に於ける學問的潮流と、亞米利加に於ける實際的潮流と、此二つのものが將來に於ては必ず統一せられなければならぬ。其統一せられるのは我々が期して待つことが出来る所であると申して居りますが、正に其様になつて、歐洲諸國の學術的研究と米國の實際的施設とが兩方相合して實際的進歩が遂げられなければならぬと信するのであります。去れば其刑事學といふものは歐羅巴大陸に於てはどういふ風な由來とどういふ風な進歩を致して來て居るか、私が今日お話を致して見やうと思ふのは其點であります。

ロンブローゾー等の説が頻りに此日本に於ても紹介されて居ります。けれどもロンブローゾー以外に、仍ほロンブローゾー以上に、此潮流がどういふ風に進んで居るかといふことを見ることは、單に學術上の研究のみならず、實際の方面に於ても、多少注意すべき所があるであらうと思ひます。纏つて考へますれば此近世の社會的政治的大革命に先立ちまして、其源を開きましたのは、御案内の通り、十八世紀に於て彼の社會問題に對して一般の人が眼を付けたのが元である。モンテスキューやボルテルやルソーや其外の字典派の學者等が、人道的精神に動かされて、當時の暴虐なる亂暴なる政治組織に反對を致し、是と同時に昔の希臘や羅馬の自由政治を研究致して、さうして其處に所謂革命の元を作つたのが始めである。其間に犯罪人に對する研究といふよりも犯罪人に對する同情が非常に強くなつて來て、今日までの極く亂暴な暴虐な遣り方は人道に反して居るのである。理想に背いて居るのである、不正である、不合理である。斯の如きことは根本的の改革を企てなければならぬといふことを痛切に非難を致しました。是等の思想を集成したのが御案内のゼザレベンツカリアといふ學者であります。彼の犯罪及刑罰といふ名著を出したのが、千八百七十六年のことでありまして、此名著は實際は學者の色々の議論を集めて所謂刑事學の舊派の本を開いて、さうして是までの暴虐なる亂暴なる思想に一變革を加へる元を作つたのであります。斯の如くして所謂舊派の刑事學者は犯罪者に對する殘忍酷薄な從來のやり方に反動して起つた所の人道的精神に基いて來たものであります。故に其思想は御案内の通りに全く個人主義であつたのである。個人主義が即ち舊派の刑事學の基礎となつて居るのであります。總ての人は平等である。それ故に犯罪者に對しても同一なる犯罪を爲す者は同一に考へなければならぬ。各個人はそれ／＼に權利自由を有つて居る。各個人の權利自由は尊敬しなければならぬ。此各個人の權利自由を尊敬するといふことからして、暴虐なる勝手氣儘な刑罰を行ふといふことは怪しからぬことである。總ての人は同じやうに取扱はねばならぬ。是が議論の始まりでありま

す。其個人主義が第一の原理であつて、それから進んで所謂刑事學上の抽象主義といふものが其處に現はれて居るのであります。抽象主義といふのは御案内の通りに犯罪といふものは抽象的に稽ふべきものであり、犯罪といふものは其の犯罪の行爲を抽象的に法律に照らして考ふべきものであつて、犯罪者といふ者に就て稽ふべきものでない。犯罪其ものを考ふべきものである。斯ういふ風に考へたのが第二の原理である。それで刑罰といふものは社會の必要に限れるものである。社會の必要以上に刑罰が段々軽減されるといふやうな傾を生じて來たのであります。其等の三原理が舊派の刑事學の根本的思想である。此思想は舊派であるとは申して居りませんが、今日尚存在して居るのであります。今日の學者が色々の説を主張して居りますけれども、併しながら此個人主義と抽象主義とそれから此社會の必要主義といふことは矢張り現存の刑法の上にも含んで居るのであります。兎に角かういふことで舊派の刑事學の元が開かれたのであります。而して此等の三原理の一番後ろに、所謂意思自由といふことの説がちやんと認められて居つた。即ち犯罪といふものは犯罪者の自由意思で出來て居るのである。即ち、爲なければならぬ必要があつてするのではない、勝手にしたのである、悪いことをするのは犯罪者が勝手にしたのである、是は犯罪者の自由意思に基いたのである。それ故に犯罪者は道徳上の責任がある。よつて犯罪者には其罪責に對する刑罰を科さなければならぬ、所謂應報主義の基礎は矢張り茲に潜んで居るのである。かういふやうな考が所謂刑事學の第一の主張者ベツカリヤによつて企てられたのである。かういふ思想から之を纏めて、總て同じ種類の犯罪は如何なる人が之を行つても同一視すべきであつて、人によつて異るといふことはいふことではない等である。かういふ思想が所謂刑事學の第一の始めであつたのである。所が此思想は御案内の通りに段々と變化されなければならぬことが生じて來たのであります。第一には心の病氣であるもの或は心の弱いもの或は少年の如き、かういふ

ものは少し違つた取扱ひをしなければならぬ。かういふ考が生じて來たのである、其いふ所はかうであります。此刑罰の責任は自由の觀念に基いて居るのである、自由であるから責任がある、自由でなければ責任はない筈である、自由がある故に其人がした事柄に就て責任を生ずるのである。然るに心の病氣である者或は心の弱い者或は少年の如きものは性格上自由を欠く、少くとも自由が充分でないから、かういふものは假令同じ犯罪であつても多少違つた取扱を要するのである。かういふことを唱へ出したのが所謂舊派中の新派と稱するものであります。併しながらこれは論理上からいふと舊派の思想とは違つて居るのである。何故ならば犯罪といふものは抽象的に考へなければならぬものであるが、總ての犯罪が其犯人の行爲によつて發すべきものであれば、假令此者がどうであらうとも其者によつて變化を生ずべき理由はない、併し舊派中の新派は實際上からさういふ必要を感じてそれによつて變化を生じて來ることになつて來たのである。次に又新しい一派が生じて來た。それは何であるかといふと所謂改善派であります。改善派は此刑罰を利用してさうして此犯罪人の道德上の改善感化に供しなればならぬものであるといふことを、附加して論ずるやうになつた。此思想は重に亞米利加に於て餘計に唱へられた所でありまして、實際これは學術上の考から出たのでありませぬ。學術上の根據は無いのであります。寧ろこれは實際上の仁愛的の感情からさういふ議論が生じて來たのであつて、學術の見地から申せば其主義として居る所はベツカリヤの考と何も變つて居る所はないのである、即ち矢張り舊派の主義の通り個人主義であつて抽象的であつて、さうして矢張り社會必要主義であつて自由意思説であつて、何も根本主義の上に見解の異つて居るところはありませぬ。唯それに道德的實際の感情が加はつて刑罰といふものを犯罪人の改善感化に用ひなければならぬといふ思想を生じて來たのみであります。かういふのが舊派の刑事學者の唱へるところであつて、舊派刑事學者はかういふ思想によりて刑事學の基礎を作つたと自ら稱して居るのであります。成るほど之をベツカリヤ以前の

誠に亂暴な暴虐な混沌たる難駁なる状態に比較致しますれば、此人達の意見は確かに主義も貫徹して居る、思想も能く整つては居りますもの、學術の見地から見れば是は科學的ではなかつたのであります。といふのは近世の學術は御案内の通り十九世紀に這入つて生物學の進歩と社會學の進歩によつて著しき變動を生じたのである。此舊派刑事學者は其新しい學問即ち生物學、社會學の知識を少しも其中に入れて居らない、唯だ抽象的に一つの議論を立て、個人主義のやうな一つの主義に基きまして、演繹的に議論を立てましたので、議論は貫徹して居りますけれども學問上の基礎は甚だ乏しいのであります。

そこで此生物學の進歩の後を受けて、さうして刑事學上に新しい一派を立てたのが御案内の何時でも引合に出されるゼザール、ロンブローゾの功であります。此人のことに就きましてはもう大分言ひ古されて居ることであつて、私が今日茲でそれを繰返す必要はないと思ひますが、兎角千八百七十二年から千八百七十六年まで熱心に犯罪のことを研究致して、犯罪といふものを調べるにはどうしても犯罪人が解らなければならぬと云々から段々さういふ歸納的研究の結果を集めて、千八百七十六年に其結果を公にしたのが新派の始めであります。其後を受けて是から段々お話致しまするラファエレ、ガロアフロといふ人が法律家としての立場から、ロンブローゾの研究を補足することを企てました。私から申しますれば實際ロンブローゾの説よりも寧ろ刑事學の上に於ては注意すべき價ある所があると思ひます。ロンブローゾのことに就ては大抵言ひ古されて居つて一々申す必要はありませぬが、兎に角ロンブローゾは其獨創的天才と急進的の勇氣とを奮つて頻りに實驗主義を刑事學の上に唱へて、さうして人類學的方法で以て一生懸命に此犯罪人の研究を致したといふことは皆さんが能く御案内の通りであります。従つてロンブローゾは此學問の創立者であるといふこと、其人の氣質が非常に急進的であつたこととの爲に、其論じて居ることが随分獨斷的で、さうして随分間違ひが多いの

であります。従つて色々の非難もある、色々の批評も蒙つたのである。で自分も亦非常に研究を積んだのであります。であるからロンブローゾの學説はあのロンブローゾが初めて出した時の學説と後に出した學説とはガラリと變つて居る。此變つて居るといふことはロンブローゾの爲にも幸である。又學問の爲にも幸であります。一例を申して見ますればロンブローゾは初めは解剖的特質から研究を始めた爲に幸であります。即ち先祖還りの結果である。ずつと昔の祖先の性質に還つて退いたのが犯罪の現象である。かういふことを頻りに唱へて所謂『アタギズム』で一切の説明をしやうと致したのであります。第三版の頃になつてはそれが不完全であるといふことを知つて、ロンブローゾは更に隔世遺傳の外に變質といふことを認めたのである。所謂變質型といふことも附加へて居ります。

で一般の人に多く誤解されて居りますことはロンブローゾは何處までも隔世遺傳を唱へて、さうして解剖學の上から犯罪人のことを研究して、頻りに體格や解剖上のことばかりが基礎であるかの如くに論じたやうに考へられて居りますが、是はロンブローゾを誣ゆるものである。ロンブローゾは其外に心理學上の研究も試みて居る。或は多少は社會的事にも着眼して居る。ロンブローゾは決して此體格或は解剖上のことばかりを論じたのではありませぬ。併しながらロンブローゾが始めて着眼を致したのは解剖上のことであつた。其ことは眼に見易い性質であり易い所から、その方に始めに注意を致したので、さうして其ことを餘りに強く論じました爲に、ロンブローゾと申せば罪人といふものは悉く一種の有形上の物理上の體格の上にな一種の特徴のあるものに限つて居るかの如く論じたやうにいはれて居りますが、これはさうではなかつたのであります。兎に角ロンブローゾは人類學者として人類學の立場から犯罪を研究致しましたが、其後に是からお話を致しまするラファエレ、ガロファローが寧ろ法律家の立場から研究を始めたのであります。でラファエレ、ガロファローの立場はどうい

ふ立場であるかと申すと、是は法律上の知識から犯罪といふこの概念を基礎として、さうして考へましたのは、是までのやうな犯罪人研究の仕方では間違つて居る。何故かといへば是れまでの人は犯罪といふものゝ行爲を分析してさうして議論を立て、居るが、是は間違つて居る。犯罪といふことに就ての研究は感情の研究から進まなければならぬ。行爲の分析ではなく、感情の分析をしなければならぬ。でガロファローのいふ所では、犯罪といふものは社會の道德感と稱すべき一種の感情があるのであつて、其感情を破る所のものが犯罪人である。言葉を変へて申しますれば或行爲が犯罪であるといふことを輿論によつて認められるのは、社會に道德感といふものを認められるのである。さらば其道德感といふのは何であるかといふと、ガロファローは慈悲と誠實と申して居ります。慈悲と誠實といふものは社會の根本の利他的の感情である。此慈悲と誠實といふ根本的の感情が破壊されて居る場合に其處に犯罪といふものが認められると論じて居ります。さういふ風に論じました結果ガロファローはどうしても犯罪人といふものゝ、心の性質を研究することが必要である。ロンブローゾは人類學的に寧ろ解剖的に或は生物學的に研究したのであるが、ガロファローは進んで心理的に犯罪人を研究することいふことが一層大事であるといふ感じを以て居るらしく見えます。従つて此慈悲といふ感情と誠實といふ感情の二つを欠いて居るものがあるが、或は其一部分若くは其両方がどういふ程度に於て欠かされて居るかといふことを實際の犯罪人に就て調べるといふことが非常に必要であるといふことを論じました。其結果ガロファローはかういふことを申して居ります。標本的の犯罪人といふものは心の秩序が怪物のやうに出来上つて居るものである。而してそれは劣等動物に還つて居るものである、もう少し不完全な犯罪者は野蠻人に還つて居るものである。野蠻人に近寄つて居る所の心の構造を有つて居るものであるといふ結論に達して居ります。さうしてガロファローは主として心理的方面から犯罪と

いふもの、真相を明かにしやうといふことを努めたやうに見えます。ロンブローゾとガロファローの二人は實は此刑事學の始めに於ては最も注意すべき人であるに拘らず、ロンブローゾのことは大分日本に於ても始終引張り出されて居るがガロファローの説に就ては餘り注意をして居る人が少いやうであります。ロンブローゾに致しましてもガロファローに致しましても矢張り其着眼して居るのは犯罪人といふ個人であつたのである。ロンブローゾは生物的方面から又ガロファローは法律家の立場からして犯罪人といふ個人を捉まへ頻りにそれを研究したのであります。フェーリーの考は犯罪と一層進んで一層廣い一層確かなる立場から犯罪の研究を試みたのであります。フェーリーの考は犯罪といふものは決して個人的に研究すべきものではない。その考へは實驗的觀察を基礎として人類學や心理學や統計學や刑法學や悉く是等を基礎として、綜合的に一つの學を建設しなければならぬ。之を稱して刑事社會學といふ。かういふことを始めに述べて居ります。勿論犯罪者に就てロンブローゾが研究した如くガロファローが研究した如くに研究することは大事である。併しながらそれは人類學者としての終局の到着點である、或は心理學上から或は解剖學上から犯罪を研究すればロンブローゾの説やガロファローの説は詰りそれが到着點である、それでお仕舞ひである。フェーリーは申しますに、其刑事人類學は私共に取つては到着點でなくて出發點である、我々は此人類學の知識を出發點として更に社會的に法律的に論及しなければならぬ所の事柄を澤山に持つて居る。詰り刑事人類學は我々の研究する刑事社會學に對して實質的の基礎を與へるものではあるが、それは最後の目的ではない。かういふ考でフェーリーは勿論刑事人類學を輕んじは致しませぬが、刑事人類學を基礎として先づ初めに御案内の通りに犯罪人の種類を五つに分つて病的の犯罪者、習慣的の犯罪者偶發的の犯罪者先天的の犯罪者及び感情的の犯罪者といふ風にして、さうして其等の五つの犯罪者の種類に就て、進んでどういふ風にして是が社會の條件と關係を以て居るかといふことに論及を試みたのであります。でフェーリー

がいふには我々が刑事社會學を研究するには刑事人類學を研究するのは方法が違ふのである、刑事人類學のやうに單に犯罪人の或る特質を研究することのみを以て犯罪といふものが分る筈のものでない。又是由つて犯罪の救済の方法を講究することが出来るものではない。もう一步進んで犯罪の原因といふことはもつと廣いもつと遠い所にあることを能く了解しなければならぬ。勿論犯罪の現象に就ては個人の性質が關係して居ることは疑ふべからざることである、併しながら個人の研究は犯罪の研究の最後であるといふやうな考を生じて居るのは間違つたことである。此故に總ての刑法の考へも亦刑罰執行の考へも餘りに個人的になつて居る。又刑法の理論に就ても變革を加へなければならぬ點が澤山ある、刑法の執行の上にも亦不十分である點が澤山ある。要するに是は研究の方法が餘りに個人的であるからである。然らば何處に眼を向けなければならぬか、其處でフェーリーは犯罪の原因といふことに就て三つの要素を分類し來つたのであります。詰り犯罪の三つの要素といふのは第一には人類學的の要素、第二には物理的の要素第三には社會的の要素、此三つが極めて複雑に相結んでさうして犯罪といふ現象が生じて來るのである。單に人類學的方面から之を論ずるといふことは一面的である。是非共此研究は此三つの方面から之を包括的に廣く纏めて掛らなければならぬ。さうして此研究の精神は何處までも實驗的でないければならぬ、かういふことを論じて來たのであります。それから進んで犯罪の飽和律といふフェーリーの誠に興味ある學説が出て來て居るのであります。で犯罪の飽和律といふものはどういふものであるかといふと、一定の溫度に於ての一定の水には一定の分量の物質しか溶解することが出来ない。さうしてそれ以上でもないそれより少いこともない。之が其水の飽和點といふ。例へば茲に水を以て砂糖を溶かせば、其砂糖は或る分量だけは溶けるのである。其分量より以上には溶けない。又それより少いこともない。飽和點といふものは定まつて居るのである。犯罪に於ても同じやうに飽和律といふものが行はれて居る、一定の個人から成立つて居る一

定の社會に於ては犯罪の總數は一定である。かういふことが所謂犯罪總和律の主意であります。是は頗る面白い。考であつてさうして又實際上から餘程注意しなければならぬ結果を生じて來るのであります。此意味は或る一つの社會には犯罪の總數が何時でも不變であるといふ意味ではありませぬ。何故す。其社會を拵えて居る所の各個人は年々變化するのである、それから社會の條件は年々變化するのである、であるから犯罪の總數は年々變化する。若し其個人が變化せず條件が變化しないならば、其中に現れて來る犯罪總數は決まつて居るのである、かういふ議論である。それでありますから犯罪の數を鎮壓するか若くは減ずるといふことには原因を變化しなければならぬといふことになつて來るのである。一定の個人によつて出來て居る一定の社會に於ては犯罪の總數はちやんと一定の規則に従ふべきものである。さうしたならば其原因たる其個人、其社會的條件を變化しなければ犯罪の數を減ずることは出來ないのである。言ひ換へれば犯罪の減少する方法は詰り此水の飽和點を減ずるといふ方法でなければならぬのである。例へば如何にどういふ方法を取つても飽和點が變らないならば犯罪が減少するといふことはないのである。かういふのがフエリーの飽和律の主意であります。もう少し平たくお話をすれば茲に一つの社會があるならば、此社會の條件を此儘にして置く限りは爰に現はれて來る犯罪人は決まつて居るのである、是だけの犯罪人はある筈であるといふことが云へる、只だそれはどれだけの數であるといふことは精密に數學的に表はすことは出來ないが、或る社會に於ては犯罪は必然に生ずるものであるから、其必然に生ずる犯罪の總數は其社會の犯罪の生ずる原因を一變するにあらざれば決して減ずることは出來ない、出て來たものを捉まへて刑罰を幾ら加へても同じであつて、如何なる方法を取つても、社會の狀態が變化するにあらざる限りは出で來る可き犯罪は決まつて居るのである。かういふ見解からフエリーは刑罰といふことに就て、寧ろ刑罰といふものは世人一般が考へて居る程有効ではない、勿論刑罰といふものは必要ではある。然しながら世人が考へて居る

程に犯罪に對して有効なものではない、であるから犯罪に對してはもう少し現在の刑罰の方法から進んでもう少し異なつた意味に實行しなければならぬといふことを論じて居るのであります。今日は詳しいことに立入つてお話を致すことは出來ませぬが、要するにかういふ風にフエリーが論じて來たのであります。

少しお話が飛々になつて要領を得なかつたかも知れませぬが、要するにロンブローゾは犯罪人の解剖的特質を基礎として犯罪人の研究を始めて、其理論が基礎となつて刑事學が起つて、さうして段々研究が進むに従つて其研究では不完全であるといふことに氣が付いてそれから心理學上の研究を試みることになつて來たのである。併しながらそれでも充分でない、もう少し見解を廣めて社會的研究をしなければならぬ、かういふ風に傾いて來たのが、是が現在の刑事學に就ての大體の趨勢であります。即ち段々と綜合的に包括的になつて來たのが現在の刑事學の状態であります。始めは一番眼に着き易い一番解り易い一番精密であり易い解剖的特質が刑事學の着眼の初めとなつたのである。さうしてそれがもう一步進んで内部に這入つて神經や内臓や心の構造といふことに就ての研究になつたのである。更に進んでそれが他の客觀的外圍の關係を明かにして來なければならぬといふ風に考が進んで來たのであります。此綜合は現在刑事學の上に行はれて居る所でありませぬ。けれども如何にも其要素が複雑であります。爲に今日まだ十全なる域に達して居りませぬ。併しながら刑事學といふものが段々個人的研究から社會的研究に進んで來るといふことは争ふべからざることであつて、是は近世の學問が單に刑事學ばかりでなく、人間に關する學問が段々個人的から社會的に進んで來るといふ大體の傾向と符合する所以であります。學理上の方面から申して見ますれば當に然あるべきであります。併し實際の方面に就て申して見ますと、此犯罪の問題に就ては此潮流とどうも伴つて居らないやうであります。前に申上げました通りに今日尙は刑法の上にも刑罰執行の上にも依然として個人主

義抽象主義が存在して居る。それで固まつて居るのである、此の故に實際の方面に就て私は餘程皆さんに特別に御研究を願ひたい所があると思ひます。亞米利加に於きましても御案内の通りに大分此刑罰の執行の上に就て社會の方面に結び付いて來て居ることがある。例へば少年裁判所の如き、或は『プロベションシステム』の如きは是は單に個人的に刑罰を執行するといふことで無くして餘程社會に責任を持たせるといふことが行はれて來て居るかの如く見えます。是は將來の刑事問題の上に就ては餘程注意すべき價ある者ではなからうか、少くとも此日本に於ては特有なる家族制度を有つて居るのである、然るに刑法の實際刑罰の執行はどうであるかといへば全く個人主義が行はれて居る。抑も此刑法の制定せられたのは實は全く西洋の刑法を持つて來て拵えたのでありました故に、日本の從來の家族制度などといふことに就ては何等其の思想が這入つて居らなかつたのである。是は少しく議論が刑法の立法の問題になりますが、併し關係がありますからお話をして置きたいと思ふのであります。實際は是から後に刑事政策の上に就ては現在の刑法を實行する上に就てももう少しは社會の實際の組織に之を適應させる手段がありはしないであらうか、是等は單に机上の空論でなく實際に諸君のお考によつて段々と其方に向いて行くことが出来るやうにありたいこと、私は考へて居るのであります。

刑事學の現在の趨勢から申しますればお話を致しましたやうに段々個人的の方面から社會的の方面に進んで來たのである。勿論犯罪の原因に就ては個人的の原因がどうであるか、社會的原因がどうであるかといふやうなことに就ては非常に議論のある所で現在に於ても學者が互に鏟を削つて論じて居ります。併しながら我々の眼から申しますれば此社會的原因を重く視る人でも決して個人的原因を無いものといふのではない。又個人的の原因を重く視る人でも社會的原因を決して無視して居るのではない。今のところでは互に個人的原因を主とする人は個人的の原因を研究して居る、社會的の

原因を主とする人は社會的原因の研究して居る。各々自分の好きな方を之が大事であるといつて論じて居るのであつて、互に相容れぬわけではない、それ故に將來に於ては此個人的原因を研究するものと社會的原因を研究するものとの其結果が集められて、それが大成して始めて堅實なる刑事社會學が確立することゝ考へて居ります。是が學理的狀態である。實際の狀態はどうかといふと唯今お話しして居る如く今日まで個人的の思想がずつと傳はつて來て居つて、社會的の方面の知識は甚だ進んで居らあつて、それを研究する人も矢張り個人的に研究して居るものが多い、是は太だ遺憾であると思ひます。今實際の上に就てどういふことを致すべきであるかと云ことは私は申す勇氣を有つて居りませぬけれども、刑事學上のかういふ傾向は實際上の立場に就て餘程研究しなければならぬ事と存じます。即ち學理上の趨勢が段々個人的のからして社會的に向つて行つて居る如くに實際上の施設に於ても矢張りもつと社會的に廣げる點が澤山ありはしないか、一言で申せば單に犯罪人があつた、其ものを法律に照らしてそれを分析してそれに刑罰の宣告をする、それを捉まへて監獄へ打込んで仕舞ふ、さうしてそれをどういふ考で打込んで居るかといふと、目的は改過遷善といふやうなさういふ喜しい理想もありません。或はそれに就ては特別豫防といふやうな理想もある、けれども根本的思想は何處にあるかといふと犯罪人に對する個人的の關係である、もう少し私は社會的に或ることがなければならぬではないかと思ふ。どういふことをやるか、それは何であるか、具體的に申せば何であるか、私は輕々しくそれを斷言することは出来ませぬけれども、實際局に當つて居られる諸君が是等に就ては能く、百年の後を考へて段々御研究になつて戴きたいと切望して居るのであります。

もう少し附加へて申して置きますならば今日の時勢から申せば極端のことを申上げるやうに聞えるかも知りませぬが、昔は罪三族に及ぶといふやうなことがあつたのである。是は怪しからぬことであ

るといふ。成程怪しからぬに違ひない、個人主義から申せば怪しからぬに違ひない、併しながらさういふ一種の思想が家族制度の上から、もう少し家族といふものが或る責任を感ずるといふやうな制度にすることは出来ないか、さういふ方法はないか。現に亞米利加では實行して居るのである。子供だからといって家族が責任を持ち大人であつたら家族が責任を持たぬといふ論理はないのである。少年裁判所のは家族に責任を持たせるといふ思想が含んで居るのである。斯の如きことは少くとも日本のやうな充分に家族主義の行はれて居る所ではもう少し何か考がありはしないか、刑罰に就て之を申し立ててもさうであります。單に其刑罰といふものは犯罪人の個人のみを着目せずともう少し社會といふものに就て注目しなければならぬ點がありはしないか、かういふやうな事柄が刑事社會學上の問題として研究されつゝある所でございまして、勿論其斷案を今日申上げることが出来ませぬが、要するに、もう少し一切のことが社會的にならなければならぬではなからうかといふことを私は深く感じて居るのであります。

刑事學の趨勢といふことに就てお話を致しまする積りでありましたが、刑事學の趨勢といふことに就ての大體のお話は詰り以上申しました通りに段々個人的見解から社會的見解になつて來て居る。さうして刑事社會學といふ事柄が今日の刑事學の上に於ては大切な題目となつて居るといふことをお話し致すのが主であつたのであります、甚だ雜駁なことを申上げましてお聞き苦しかつたであらうと思ひます。すがこれで終ります。

寄書

○犯罪の消長

白井勇松

新刑法が犯罪の防遏減少上に相當の威力を示めつゝあることは何人も信ずる所なるべけれども茲に少しく統計上の事實に付て觀察し之を表示せんと欲す

新刑法施行後に於ける監獄の在監人員が其施行前に比して著しく増加せるは事實なれども是れ主として累犯者に對する科刑が峻嚴になりたると又累犯者にあらずと雖も犯罪の性質に依り刑の重くなりたるが爲め即ち長刑期の受刑者が多數となりたる爲めにして之を換言せば監獄に在る期間の長久となりたる結果現在人員増加するに至れるものにして新受刑者の數は刑法施行前に比して減少したるは明にして此點よりせば新刑法は慥に犯罪の防遏減少上に相當の威力を有するは明なりとす固より新刑法施行後の犯罪消長關係が必しも刑法の威力のみにあらざるは勿論なるべく感化事業、出獄人保護事業等の進歩發展は勿論警察、教育、宗教其他社會各般の方面より來れる各種の効果として數ふべきものあるべし元來刑は無刑を期するものなれば刑事法の効果が著しく犯罪減少上に現はるゝ時の臻るを期待せざるべからず然れども一面には社會の進運に伴ひ又法制の繁密となるに伴ひ犯罪の増加するに至るは自然の趨勢たるを免れざるを以て之れが豫防上に於ては層一層の施設考慮なかるべからず先づ試みに明治二十四年以後の全國監獄に於ける年末在監人員を擧ぐれば左の如し

年次	人 員	年次	人 員
明治二十四年	七三、五九四人	明治二十五年	七六、〇五七人
同 二十六年	七九、一七五人	同 二十七年	八一、〇〇一人
同 二十八年	七七、五五一人	同 二十九年	七五、四二三人
同 三十年	六九、二六五人	同 三十一年	七〇、六三二人
同 三十二年	五八、一四七人	同 三十三年	五七、七〇二人
同 三十四年	五八、八八〇人	同 三十五年	五七、九一二人
同 三十六年	六三、二三三人	同 三十七年	五六、七三七人
同 三十八年	五三、〇〇三人	同 三十九年	五三、九八一人
同 四十年	五三、七三五人	同 四十一年	五三、六七三人
同 四十二年	七、六四一人	同 四十三年	七〇、七六五人

右は在監總人員にして其内受刑者のみの年末現在人員を擧ぐれば左の如し。

年次	人 員
明治二十四年	六一、五九五人
同 二十六年	六五、六一七人
同 二十八年	六五、二三四人
同 三十年	五七、一二七人
同 三十二年	五〇、五七六人
同 三十四年	四九、五七九人
同 三十六年	五四、九四六人
同 三十八年	四八、三四四人
同 四十年	四七、九〇二人

全國在監受刑者年末現員比較

年次	人 員
明治二十五年	六四、一五三人
同 二十七年	六七、二六一人
同 二十九年	六四、二八七人
同 三十一年	五八、九一八人
同 三十三年	四九、二六〇人
同 三十五年	四九、四六四人
同 三十七年	五二、四四六人
同 三十九年	四八、七三八人
同 四十一年	四六、九六四人

明治四十二年 六三、六二〇人  
 明治四十三年 六四、〇七七人

新刑法は明治四十一年十月一日より施行せられたるも明治四十一年は施行僅かに三ヶ月なるを以て數の上は格別の影響を見ざりしが明治四十二年に至ては新受刑者の數は前年の四萬六千餘人を以て數く突飛の増加を見るに至れるも鯨波一たび收まりて後は平靜に歸し出入其平衡を保ち否犯罪人減少の結果新入監人員減少の爲め明治四十三年末に於ては受刑者現在人員は前年に比し僅かに四百餘人の増加を見たるに過ぎず即ち在監受刑者の人員は此等の數を以て極度とし漸次減少するに至るべきを信す何となれば新刑法施行後陸續長期の刑を科せられ入監したる者今日以後に於て漸く其出獄數を増す至るべく隨て漸次在監人員の減少を見るに至るべきを信し得べし。

次に全國新受刑者の員數に對する觀察を爲せば左の如し。

全國新受刑人員比較

年次	人 員	年次	人 員
明治三十三年	一六〇、二六九人	明治三十四年	一七〇、二一六人
同 三十五年	一八〇、六〇七人	同 三十六年	一八一、一七二人
同 三十七年	一五八、八三四人	同 三十八年	一一八、七六五人
同 三十九年	一三一、〇〇三人	同 四十年	一二六、八七一人
同 四十一年	一二七、一三〇人	同 四十二年	一一八、二八五人

右の内警察犯及び廳府縣命令違犯者は多く警察署留置場に於て執行を了し監獄に護送して執行するものは寧ろ少數なりとす今之を刑法其他特別法上の犯罪と警察犯及び廳府縣命令違犯とに分ち各別に表すすれば左の如し。

年次	刑法其他特別法上の犯罪人員	警察犯及び廳府縣令違犯人員	年次	刑法其他特別法上の犯罪人員	警察犯及び廳府縣令違犯人員
明治三十三年	一一五、八八五	四四、三八四	同 三十四年	一二七、一一二	五三、一〇四
同 三十五年	一一八、二一〇	六二、三九七	同 三十六年	一〇七、三一九	七三、八五三
同 三十七年	九〇、九九九	六七、八三五	同 三十八年	六六、四〇二	五二、三六三
同 三十九年	六九、一九二	六一、八一五	同 四十年	六六、〇二三	六〇、八四八
同 四十一年	六一、八五五	六五、二七五	同 四十二年	六〇、七二五	五七、五六〇

斯の如くにして新刑法施行後の明治四十二年に於ては前數年に比し新受刑人員減少せり明治四十三年分は未だ之を知るを得ざるも恐くは減少し居ること、思料す。

次に全國新受刑者の罪質に付其變遷を觀察せば犯罪者の大部分を占むる窃盜並に賭博の如きは近年漸く其數を減じ新刑法施行後に於ては尙ほ一層減少を見るに至り之れに反して詐欺、横領、殺人、傷害罪の如きは寧ろ増加を見るに至れり今重なる罪質に付其人員の累年比較を擧ぐれば左の如し。

年次	窃盜	賭博及び富藏	神數及び横領	傷 害
明治三十三年	三六、七六三	三九、三五七	九、七九三	五、八〇四
同 三十四年	三五、八二二	四〇、五〇八	九、八七九	五、五九四
同 三十五年	三五、五六三	四〇、一三一	一〇、五四四	五、五六七
同 三十六年	四〇、七四四	二六、七五九	一〇、五一一	四、〇四九
同 三十七年	四〇、四九〇	一八、四八二	九、三二一	二、八一七
同 三十八年	三三、〇三三	一一、〇〇七	一〇、三二四	一、八九五
同 三十九年	三三、九三〇	一一、三三四	七、四三五	二、〇七四
同 四十一年	三〇、五四七	一三、四二五	七、一三四	二、二四八
同 四十二年	二七、一九七	一二、七六六	七、二九一	二、三九三
同 四十三年	二五、九〇六	一〇、六八〇	一〇、九一八	三、二三八

次に全國新受刑者の初犯累犯の割合に付之れを百分比例に依り觀察すれば左の如し。

年次	初 犯	累 犯	年次	初 犯	累 犯
明治三十三年	六六、三	三三、七	同 三十四年	六六、六	三三、四
同 三十五年	六七、一	三二、九	同 三十六年	六四、三	三五、七
同 三十七年	六三、四	三六、六	同 三十八年	四六、八	五三、二
同 三十九年	四六、四	五三、六	同 四十年	四六、七	五三、七
同 四十一年	四八、四	五一、六	同 四十二年	六五、七	三四、三

新刑法施行後の四十二年は前數年に比し初犯累犯の比例は一變して累犯著しく減少せり以て新刑法が再犯防遏上に多大の威力あるを見るを得べし。

以上は全國の受刑者に付ての統計なるが更らに我が長野縣下の分に付て觀察せんか則ち左の如し。

先づ第一に長野監獄本分監及び警察留置場を通じたる年末現在總人員の累年比較を示せば左の如し。

年次	人 員	年次	人 員
明治二十四年	一、五六六人	明治二十五年	一、七五六人

同	二十六人	一、七七九人	同	二十七人	二、〇二二人
同	二十八人	二、〇五六人	同	二十九人	一、九六三人
同	三十人	一、九一八人	同	三十一人	二、一一九人
同	三十二人	一、六五一人	同	三十三人	一、六四四人
同	三十四人	一、五四六人	同	三十五年	一、四七四人
同	三十六人	一、六三六人	同	三十七年	一、四四九人
同	三十八人	一、四九二人	同	三十九年	一、四〇七人
同	四十人	一、三二七人	同	四十一年	一、三二九人
同	四十二年	一、八〇六人	同	四十三年	一、八〇七人

右は在監總人員にして其内に於ける受刑者のみの年末現在人員を擧ぐれば左の如し

年	次	人	員	年	次	人	員
明治	二十四年	一、一四七人		明治	二十五年	一、二七五人	
同	二十六年	一、五三二人		同	二十七年	一、五一〇人	
同	二十八年	一、六〇四人		同	二十九年	一、五八六人	
同	三十年	一、五四六人		同	三十一年	一、六八二人	
同	三十二年	一、四一五人		同	三十三年	一、三二四人	
同	三十四年	一、二四九人		同	三十五年	一、二五六人	
同	三十六年	一、四〇三人		同	三十七年	一、三六六人	
同	三十八年	一、三六〇人		同	三十九年	一、二九八人	
同	四十年	一、二〇〇人		同	四十一年	一、一三〇人	
同	四十二年	一、六一三人		同	四十三年	一、五五九人	

斯の如くにして四十二年に於て著しく増加したる所以は一般に在監人員増加の結果他監獄へ臨時二百人の移監を爲し他監獄より臨時四百五十人の移送を受けたるを最も重なる原因となせるも新刑法施

行に伴ふ一般監獄の在監人員増加の理由と同様なる即ち累犯者等に對する科刑の重くなりたる關係等  
 原因の存するは明なりと信す  
 次に長野監獄管内に於ける受刑者の員數に對する觀察を爲せば左の如し

長野監獄管内新受刑人員

年	次	人	員	年	次	人	員
明治	三十三年	三、九一八人		明治	三十四年	三、二〇二人	
同	三十五年	三、八九六人		同	三十六年	三、八七一人	
同	三十七年	二、九三三人		同	三十八年	二、四〇六人	
同	三十九年	二、五一五人		同	四十年	一、九五〇人	
同	四十一年	一、八八六人		同	四十二年	一、七五五人	
同	四十三年	一、八五七人					

右の内には警察犯及び縣命令違犯者を包含するを以て今之れを刑法其他特別法上の犯罪と警察犯及び縣命令違犯とに分ち各別に表示すれば左の如し

年	次	刑法其他特別法上の犯罪人員	警察犯及び縣命令違犯人員	年	次	刑法其他特別法上の犯罪人員	警察犯及び縣命令違犯人員
明治	三十三年	三、五二七	三九一	明治	三十四年	二、七七三	四二九
同	三十五年	三、五一三	三三三	同	三十六年	三、四八九	三二九
同	三十七年	二、六六一	二七一	同	三十八年	二、二六一	一四五
同	三十九年	二、三六四	一五一	同	四十年	一、八三六	一一四
同	四十一年	一、六四三	二四三	同	四十二年	一、四六〇	二九五
同	四十三年	一、五五三	三〇四				

斯の如くにして新刑法施行後は前數年に比し新受刑者減少せり  
 次に長野監獄管内新受刑者の罪質に付其重なるもの、變遷を觀察せば左の如し

年	次	窃盜	賭博及び富藏	詐欺及び横領	傷害	殺入	強盜	森林法違犯
明治	三十三年	九一五	一一一四	二九四	一九二	八	一〇	二〇一

同	三十四年	八七八	一、三〇三	二四七	一四八	七一	一八一
同	三十五年	八九一	一、二二四	二四六	一〇三	七	一七六
同	三十六年	一、〇六九	九三一	二八一	一〇一	四	二一一
同	三十七年	一、〇九九	六六六	一八六	六一	四	一六二
同	三十八年	一、〇五八	四八五	一八〇	三四	四	一三二
同	三十九年	一、一六六	四一七	二一一	二八	一〇	一七二
同	四十年	八五二	二九六	一五一	二三	四	八〇
同	四十一年	七一一	二九一	一七四	四二	一一	七〇
同	四十二年	六二六	二六三	二五七	五二	八	七一
同	四十三年	五九三	二五五	三一九	七〇	一〇	八七

右の如くにして窃盜及び賭博は新刑法施行後に於て大に減少を見るに至れり詐欺横領及び傷害罪の如きは新刑法施行後増加せるを見る

次に長野監獄新受刑者に於ける初犯、累犯の割合に付之れを百分比例に依り觀察すれば左の如し

年次	明治三十三年	初犯	六七二	累犯	三二、八	年次	明治三十四年	初犯	六六三	累犯	三三、七
同	三十五年	六三九	三六一	同	三十八年	同	三十八年	同	六一四	同	三三、七
同	三十七年	五四九	四五、一	同	四十年	同	四十年	同	四二六	同	三七、四
同	三十九年	四三二	五五、八	同	四十二年	同	四十二年	同	四一九	同	五八、一
同	四十一年	四四九	五五、一	同		同		同	五六八	同	四三、二
同	四十三年	七、〇	二九、〇	同		同		同		同	

斯の如く新刑法施行後に於ては累犯者大に減少せるを見る  
次に長野縣の人口と犯罪者との比例を累年比較を以て示せば左の如し

長野縣人口千人に對する犯罪者の比例

協會雜誌第二十四卷第二號論說欄に前橋監獄上田典獄は「刑罰と免囚保護」なる題下に群馬縣に於ける保護事業の状況を御紹介に相成つて紙上花咲き實を結び吾人斯業に従事する者の得る所實に多大であつて茲に深く感謝の意を表する次第である希くば他の地方當局者にあつても状況と謂はず論議と謂はず互に紹介公表せられたらんに一面には御互同僚の參考となり且つ奮起活動の動機を與へ他面には社會一般に對する保護事業の觀念普及の上にも裨益する所偉大なるものがあると思ふのである蓋し這般免囚保護事業なるものは現下焦眉の急務であつて單り刑事行政の上より必要なるのみならず併せて又社會政策即ち國利民福の大本と謂ふても敢て輕言にあらずであつて此點に付ては心ある者恐らく異論を唱ふるものはあるまいと思ふ

夫れ故に事業の普及發達を圖るには我國現時の状態に在つては先づ以て事業の必要なる所以を一般社會に認識せしむるの手段を取らねばならぬと思ふ言葉を換へて謂へば學者と云はず政治家と云はず官吏と云はず事業家と云はず社會有ゆる階級の人に鼓吹し以て覺醒を促さねばならぬ

○上田典獄の「刑罰と免囚保護」を讀む

長野監獄 芥 州 生

年次	明治三十三年	入員	二八九七	年次	明治三十四年	入員	三八一九
同	三十五年	二八二五	同	三十六年	二八八七	同	二八八七
同	三十七年	二八一六	同	三十八年	一八五一	同	一八五一
同	三十九年	一八五八	同	四十年	一八、四	同	一八、四
同	四十一年	一八〇四	同	四十二年	一、〇四	同	一、〇四

思ふに上田氏が或は雜誌なり新聞なり其他の方法に依つて屢々卓見を發表せられ又は事業の状況等御紹介の勞を取らるゝのも少くも其半ば以上は此意味に於てである余も亦此意味に於て機會もあらば所信を述べ事實を公表して以て幾分なりとも此事業の爲に盡して見たいと平素考へて居る所なので以下述ぶる所も全く夫れに外ならぬのであつて夫も以外には毫末の事由あるにあらざれば深く其意を諒して頂かねばならぬ

偕て群馬縣下に於ては去る四十二年二月に保護規程を制定せられたことは當時の紙上（協會雜誌第二十二卷第二號）に現はれ余も其規程の内容を一瞥したのであるが他府縣に於けるものと大同小異であつたと伺つて居るのである所が今回御紹介に成つた該規程實施後の成績に至りては儘に保護事業の前途に一大福音を齎らし吾人は大に祝福せざるを得ざるのみならず大に之に鑑みる所がなければならぬと思ふ

然るに同氏は其歸結の御議論として二箇年間に於ける保護の効果が直に以て累犯者を減少し曾つて見ざる所の好成绩を収めたと言ふことである果してこれ事實なるや此累犯減少策に付ては學者と謂はず實務家と謂はず幾十年となき星霜を積み寢食を忘れて苦心講究する所あるも頑として治せざる難症が尙かく短日月の間に容易に著しく減少し實績が擧るものであるや否やと余は思ひ浮べたのである

重複ながら今茲に同氏の調査に係る刑受者犯數百分比なるものを掲げて見れば即ち前橋監獄管内に於ける新受刑者中保護規程實施前三十九年に在つては初犯三十八人八分累犯六十一人二分四十年に在つては初犯三十四人五分累犯六十五人五分四十一年に在つては初犯三十七人一分累犯六十二人九分であつて各年略ぼ同一の割合である所が保護規程實施後四十二年に至りては初犯六十五人四分累犯三十四人六分更に四十三年に至りては前者が七十一人二分後者が二十八人八分となつて規程實施前の初犯は實施後の累犯に累犯は實施後の初犯に相當し即ち前後全く反對の現象を呈して居る殊に規程實施

後の二年の如きは實施當年に比し所謂漸進的の好況を示して居るのである

此前後に於ける犯數比例の統計は能く其實體を調べ盡して誤りなきや余の見る所を以てすれば新刑法實施後は其初犯と累犯と前後比較對照するには之を實體的と形式的との二種に區別を立てざる可らざるものであると思ふ何故なれば舊刑法は刑の種類の如何を問はず又其犯罪の期間に制限する所なく苟くも犯罪者其者の一身を汚した所の刑は悉く犯數に算入し即ち刑の個數に依り犯數を計算せしと雖も新刑法は之れと異なり「懲役に處せられたる者其執行を終り又は執行の免除ありたる日より五年内に更に罪を犯し有期懲役に處すべきときは之を再犯とす」云々の制限があるのであつて即ち前後共に懲役刑にあらざれば他の刑は之を見ない而かも五年と云ふ制限があつて犯罪者が如何に一身を汚して居つても問ふ所ではない言葉を換へて謂へば新刑法は犯罪者の根性は幾度腐敗して居つても形の上が清ければ咎めない之に反して舊刑法は犯罪者の根性の腐敗した回数に依りて責任を問ふのである夫れ故に余は新刑法時代の處刑者は之を形式的の初犯若くは累犯とし舊刑法時代の處刑者を實質的の初犯若しくは累犯と實は自分勝手に命名して居るのである蓋し監獄に於て初犯再入などの語を使用するのものが爲である

斯様に舊刑法時代と新刑法時代とに於ては犯數の見方があるにも拘はず人或は新刑法實施後の受刑者の犯數比例と實施前の犯數比例とを對照して輕々取つて累犯減少論を主張し新刑法の効力を謳歌する者あるもこれこそ比較對照の根本實體を誤つた議論なるのみならず實施後一年か二年で以て是非を云ふするは如何にも早計ではあるまいか一步進んで謂へば我刑事政策の前途を誤らしむる動因とならずとも謂へないのであらふと余は信するのである

以上述ぶる所に依て群馬縣下に於ける免囚保護事業なるもの、効果が急速而かも著大なる累犯減少の福音を齎らしたと謂ふ上田氏の御論旨を察するに同縣下が保護規程を實施したのは恰度新刑法實施

と相並んで居る即ち新刑法實施に後るゝこと僅々四箇月である由つて保護規程の實施後と實施前との新受刑者の比較は新刑法の實施前と實施後との夫れと同じものである比較の中心を同うして居るものである果して然りとならば群馬縣下に於ける新受刑者中累犯を減少したと謂ふ所以のものは全く保護事業の活動にのみ原因すべきであらふか保護事業の成績に由つて見れば二箇年間に保護に付したる人員は總數千八百十人であつて這是決して少數ではない寔に目醒しき人員である所が人員に對する保護の實際の成績はどうであるかと謂ふに保護の解除を爲したる者六百四十七人但現在保護中の者千六百六十三人なるか未定の者であつて保護事業の實績を中正業に就き良民に復歸したるものが百九十五人を出監後歸着せず論議する上に於て計ふべきものにあらざる又は歸着後行衛不明の者及再犯を爲したる者が三百二十三人他管へ轉住したる者及死亡したる者が百二十九人である詳言せば保護の解除を爲したる六百四十七人中百九十五人が保護事業の恩澤に浴したる者であつて残りの四百五十二人と謂ふ者は終局不成績に終り若しくは未定の者である要するに十分の三強丈けが實際保護の成績が擧がつた者である十分の七弱が不良に終り若しくは不明に屬する數である成績に於て既に如斯であつて未だ以て比類なき好成绩であると謂ふはどうか

次に又前にも一言する所あるが如く群馬縣の保護規程の實施後の時間的の關係より見るも僅か二箇年間の事績なれば其保護事業の歴史上且つ累犯減少策の歴史上斯く容易に累犯を撃退し得るものであらふか我長崎縣に於ても去る四十年より縣訓令を以て同縣の夫れと殆んど同一の内容を有する規程を公布せられ着々保護に盡す所あり成績亦大に見るべきものもある未だ之れが爲我管内に於ける新受刑者は群馬縣管内に於ける新受刑者の如く急進的著大なる累犯減少を認むることは出來ないのである但長崎縣と群馬縣とは人情風俗自ら異なりて然るかも知れぬ

之を要するに上田氏は前叙余が見る所の如く保護規程實施前後即ち新刑法實施前後の新受刑者の犯數は之を實質的と形式的との關係に於て正確誤りなき比較を試みられたのであるや否や一つの疑問を抱

いて御論旨を拜見したのである若しも保護規程實施前の處刑者の犯數と實施後の處刑者の犯數とに於て右の關係所謂犯數の根本的實體を見ずして調査せられたる統計なりとせば余は同氏の如く之を以て直に免因保護事業の賜に歸する現象とは如何にも認むることは出來ないので想ふに累犯減少は舊刑法時代と新刑法時代とに於ける法律上當然の結果ではあるまいかと信ずるのである、終に臨んで一言する、予は典獄上田氏の説を傷げんとするものではない唯自ら氷解せざる疑問其まゝを陳べたのである、予と雖も保護事業の大切なることは確認して居るのである、疑は數の多少に在るのである

○監獄の賞遇制度を論ず

第一總論

甲府監獄 櫻井草聲

善行を獎勵し良爲を振作するは、世道を拓開し人心を鼓舞する所以にして、人をして希望を將來に繁かしめ以て力行し以て奮躍せしむる唯一の典例たらすべからず。而して賞を行ふや公平なるべく、功を論ずるや無私ならざるべからず。然り之を賞譽して其實に適せず。又之れを旌表して其眞を誤るあらば、所謂濫賞過褒に流れて徒らに他の疑惑を招き、到頭世の憤怨を來たさざる者は幾んど希なり。之を社會の現狀に照らして既に然り、況んや獄裏幽闇の境に於て善行を賞し美事を表するをや。其の正邪淑慝を甄別し改過歸善を認識して寸毫の錯誤なきを期すること豈易々たる業ならんや。

吾人は監獄に於ける賞遇の制度を反覆講究して、立法者の用意周匝なるを喜ぶと同時に之れを罪囚に恩賞して益、其の良果を收めんことを切望に勝へざるなり。蓋し一人を賞して百人の歸善者を得るときは、是れ無形なる感化力の效果として、寧ろ法律の制裁よりも將た刑罰の峻勵なるよりも、覺かに

策の得たものにして、管に刑獄の事のみならず古來爲政者が人事百般の宰割に此手段を慣用せんとする跡あるは、朝三暮四人を愚にするの策ならざるは勿論、由來政治家の深思を要する所なりとす。夫れ然り故に賞すべくして之を賞す人孰れか其の多きを異まん。褒すべくして之を褒す人亦孰れか其の盛んなるを疑はん。於此乎人心向ふ所あり制度行はるゝ所あり。庶幾くは獄裏尙は憲政の普及を見るあらんか。然れども吾人を以て現下に於ける監獄の賞遇制度を語らしめば、其の立法の旨趣に於ては姑らく間然する所なしと讓歩すべきも、其の實際施行の上にては未だ容易に肯諾し能はざる所なくんばあらず。即ち之れが行狀審査の點に於て、將た心裏狀態の觀察眼に於て、渠等罪囚に對する觀察の周密ならざるは夙に當務者の施設に慚焉たらざる所多々なりとす。請ふ條章を追て以下論述する所あるべし。

## 第二 行狀審査論

行狀審査の事たる至重至難の業にして、其各四個々の言語動作を視察して、曰く良なり。曰く改悛の狀あり。曰く不良。曰く改悛の狀認め難し。曰く何曰何と、論定し來り議了し去ること何ぞ夫れ速かなるや。吾人は當務者諸子の頭腦明晰にして、而かも觀察眼の犀利なるに瞭若たるもの幾回ぞや。然れども其の査察し來れる實蹟たる果して能く肯察を得。正鵠を誤まるなきか。曰く否な吾人をして忌憚なく之れを評せしめば、殆んど其の全半を誤賞し將た過表せしものと云はんのみ。蓋し入監以來一年以上を経過し一回の懲罰もなく、能く獄則を遵守し作業に勉勵するものありとせんが。之れが視察の任に膺る者は曰く行狀良なり作業に精勵すと。即ち幾何ならずして一片の白布は左腕上部に表出せらる。凡を監獄賞遇の徑路は如此に過ぎざるのみ。然れども奸惡に長せる者は能く久しきに耐へて曲事を完成す。二年三年獄裏の痛苦に堪へるが如きは渠等陰忍兇猛の性情よりするときは誠に易々たる茶飯事のみ。以て謹慎を裝ふべく、以て作業を勵精すべく、以て獄吏に従順なるべく、以て紀律に遵

由すべく、將た同囚に親愛せらるべく、凡を法規の認めて善なり良なりとする所の者は具備せざるなし。苟くも斯くの如くんば茲に賞譽の道を開いて表彰の手段を取り、以て一人を榮して千百人を風化するの策に出でざるべからざるや勿論なりとす、然れども前來の所論に徴し其謹慎や假裝にして、其勲業や虚偽、單に一時を欺瞞するの方便たるに過ぎざるをも、便辟裏に入るの明なき結果、猶ほ之れを賞表し優遇するが如くんば、眞に是れ形式のみ皮相のみ焉んぞ賞遇制度の眞髓を得たりとせんや。抑も亦與に這裏の消息を談するに足らざるなり。然れども吾人情ら現下に於ける賞遇方の施爲如何を察するに、到る處前段の如き審査方法に出でざるなきが如く、而して又當務者の主張する所も實に下記の如きものあり。曰く一定の期間罰料に觸るゝことなく從順勤勉にして他囚の模範とするに足るものあらば、法規の定むる所に依て賞揚旌録の方を行はざるべからずと。誠に然り然りと雖も撰獎其の正しきを得ざれば、一夫を表彰して百夫の憤怨を買ふを如何にせん。之れを例せば某囚あり窃盜常習者にして收監せらるゝこと幾回たるを知らず。然れども賦性便佞にして毎に吏員の愛遇を博し。巧みに注視の焦點を避けて利便の境に刑期を送り、剩さへ謹慎勲業の結果は人に先て賞遇せらるゝが如き是れ吾人の實見する所たり。顧んに斯くの如き罪囚に對しては全然賞表せざるを可とすべきに非ずや。否な之れが優遇の恩を與るの價値なきのみ。行狀の審査は單に獄裏現在の起居動作を審査するものに非ずして、遠く社會に於ける素行の如何をも参照するものたれば、假令以一年二年の謹勉を證し得たりとするも之れを稱して改悛の狀著しきものなり。再犯の虞なきものなり等の審判は輕々に下たすべきものにあらざるなり。知らずや斯くの如き罪囚の人をして改悟の狀ありと識認せしむるは、是れ既に其の不謹慎にして而かも恐るべき危険なる企圖を腔子裏に藏匿することを。之れを是れ察せずして形式一片の審査に不良を區分して、單に皮相の判定を下たすが如き豈嘆惜せざるを得んや。人智の向進は日に機巧の老熟を促がす、世運の展開は年に犯行の複雑を致す、治獄の方針は既に革面せるの

久しきをも覺らずして、桃源洞裏太平の春に酔ひ、徒らに舊思想の迷夢に彷徨するの徒は三省の要あることを辨識せざるべからず。

### 第三 有賞者と書籍看讀

有賞因に對する待遇の方法は命令の規定する所にして、其の第一は感化手段の最も有效なるべき外受的にして而かも激切沈痛の性に富む親族思念の工夫を聯環せしめ。第二は衛生保健の状態より特殊の恩恵を含めるもの。第三は嚴正峻烈なる條紀も一點變通の餘裕なきを得ざるの道理にて、凡そ一旦課したる作業は情願哀請等に依りて變易を許さざるは懲戒上勿論なりと雖も、此に此變則を示せるは飽くまで提醒の術を案じて餘蘊なきに近しと謂ふべし。第四は假令微細なりと雖も作業賞與金の増惠を受くるは、釋放後の計策に付ても渠等多數の者の最も感泣に勝へざる所たらん。第五は人世嗜好の慾念を考察して、給與上制量限數せる食菜中特に別菜増給の制を立てたるものにして、凡そ渠等が長期中日々の苦役を多少にても慰安するものは、前來列舉せる五項目の如き最も急須に應ぜざる所たるは幾んど議論の餘地なきものなりとす。然れども立法者は單に物質的當面の欲望を幾分にも満足せしめんと期圖せるは概して遺算なきに近しと雖も、吾人を以て視察せしむるときは所謂靈性的饑餓に叫ぶ者も少なからざるか如く。即ち精神的思索に萬有の不可解を嘆ずる者も希れなりとは稱すべからざるか如し。想ふに此の際に於ける賞遇者に對する看讀書籍の方法を成規の範圍に於て可及的自由ならしむるの制を與ふるが如きは、頗る必要なる事案に非ざるなきか。

吾人は現行制度の上に更らに某項某條を追設せよ建築せよと逼まる者に非ず。彼の午食後の休憩時間有賞表者特に學識あり且つ抽象的理解力を有する底の者には、其の希望に依り尙ほ多少の時限を延長して一定の個所に集合せしめ、之れが嗜好を充足せしむるの方策を執るの要ありと思惟するなり。凡そ物質的慾に驅らるる者は之れを充たさしむるや容易なるも。其の恩遇は一人一に已止まり法律の

效果としては大なる外延を見る能はざるも、性靈的欲求の饑餓に急なる者は先聖ノ遺典に自己の默索に念々懷疑多く、終始水釋に苦しむは自から其の所なり。故に其の索究の資料としては之れが爲めに典籍經文の秘蘊を探らしむるの要あるは勿論の事能ならずんばあらず。書を讀んで純理を會得し。義理を積んで理性を陶冶するが如くんば。他因に對する一言一行も皆薰化良染の友ならざるなく。獄風保善の目的に於て至大の効力を齎らすものと謂はざるべからず。然れども論者或は云はん監獄法規夫れ目録の目的は中學程度以下。否な寧ろ全然下級なる知識程度を勸案したるものにて。學藝的特殊稀有の事實は之れを想像せざるものなりと。然り吾人は立法の精神其の此に存するを知り又然らざるを得ざるを信ず。然りと雖も既に書籍の見讀を許すと云ふの規定存するに於ては。渠等をして進んで其の研究を遂げむるの程度までを含蓄するは自から明らかなる所にして。抑も内典外典將たバイブルに論なく彼の藤樹、益軒、鳩巢、福翁等の所説を讀閱するも。單に格言なり良訓なりとして雲煙過眼に付し去るが如くんば。何ぞ書肆に異ならん。尊徳の行爲は偉大なり。佐久間艇長の事蹟は忠勇なりと解するも。躬親しく其の境に處するの覺悟を養ひ得るにあらずんば。豈神官野乘を繙くと選ばんや。罪囚に讀書を許すは少なくとも躬行の主旨を強制するの熱心なかるべからず。況んや渠れ等にして進んで讀書時間の延長を望むの状態なるをや。吾人は有賞表者中其の讀書に趣味深き者には之れを選抜して。一週幾時又は毎月何時と特に其の時間を服業中より割き與ふるの恩典を被らしむるあるは。現下の民度としては賞遇の方法に於て庶幾くは遺憾なしと稱するに足らんか。

### 第四 結論

前來歴叙せる所を次第して。其の實相を通觀するに監獄賞遇制度の確實に施行せらるるときは。誠に絶大の功績を擧ぐるに足るべきを信するなり。而して之れが十全なる効果を見んと欲するや。所謂骨子たるべき行狀審査を鄭重にし。苟くも形式に流がれて良囚も其の賞に漏れ。將た空漠に失して惡

漢も侍伴に躍る如き奇観なからしむるは勿論。意見を具する者と判定を下たすものとの間には少くとも相互の所見に特異の内容を存し、且つ幾許かの時間を有せざるべからず、然るに現下の實況は、或る一部の意見にして賞すべきものとするときは、即下に賞表附與の判定あるが如き何爲れぞ夫れ鄭重を缺くの甚しきや、而して其機關の首長に於て善なり良なりと稱するときは、多少所見の異なるにも拘らず雷同附隨して同意見なりとの證言を敢てするは、各部を通して然り是れ定見なく主張なき不忠實の行動に非ずして何ぞや。渠れ等罪囚の老獪なる表面には謹慎勸勵を假裝して能く賞遇の選に入ることあるも、或る機關にては又其の裏面より習癖兇性等遂に悛心の認むる能はざるを看破する等、上司をして過誤に陥るなからしめんと欲せば、更らに幾層の活動を望むものあり、然れども論者或は言はん現下の状態は其の賞遇制施行の手續に於て、難者の言の如く審議協定毫も誤謬の跡を留めずと、是れ遁辭のみ詭辯のみ。事實は吾人をして容易に然りと響應せしむる能はざるのみならず、實際に徴して只慨息する所たり、之れを要するに單獨制の官廳たる弊害としては、各般の決行事項中其公正誤まりなきを期し能はざるは如何ともするなしと雖も、望む所は各部の機關に於て反覆調査苟くも遺策なきを期せんことを。

夫れ賞揚の道明らかに優遇の制行はるゝとせば、渠れ等に對する獄裏の缺陷情念を幾分にも緩和せしむるは感化の術に於て逸すべからざる要義たるべし、而して肉體直接の缺乏慾念を補ふべき恩遇としては、既定の項目に於て能く盡せるあるを見るも雖も、精神的靈能の饑渴に至ては未だ慰藉の道全からざるが如し、是れ讀書講道の門戸を尙ほ多少擴張して渠等志望者の満足を得せしむるは感化誘提策に對する當然の施設たるなからんか。願ふに罪囚の感化矯正は、國家治獄の要目たり、而して之れが施策裁量の術たる百十管ならずと雖も。所謂其の人を待て行はるゝものにして、良法好典存するも未だ以て效果の見るべきなきは制度の罪に非ずして當務家の責任輕からずとす、故に賞遇制度の如きも獄政の上より見るときは、感化上其の效幾んど全幅を蔽ふの要項たれば、之れを執行し之れを審査するに於ても能く其の人に任して其の責を果さしめ、必ずや輕忽杜撰に陥るなからんことを翹足して望む所たり、感ずる所あり本論を草す。

### ○記假出獄之事

甲 府 逸 庵 生

有因其名龜之助。聞說南總佐原人。繫獄八年過夢裏。恩典何喜再逢春。憶昔爲綠林豪客。敢鑽穴隙脅鄉民。匕首驚眠掠財貨。縱遊買笑幾朱唇。歡樂極兮哀情到。鎖鋼繫繩竟不伸。此時龜也尙弱冠。鐵窓屢悔誤終身。雪月風花幾星霜。坐慕閭里老雙親。誰憐峽中夜々夢。醒來更疑幻邪真。父乎母乎念兒切。淚手垂訓寄書頻。嗚呼是斯不孝子。猶浴慈光果耶因。天恩洪大喜而泣。殘駭拜得白日新。從是溫清侍膝下。孝名擬傳總南濱。

### 監獄衛生

#### ○監獄衛生雜感(其二三)

金 澤 石 崎 貧 樂 生

(二〇四)住家問題と監獄 住家の吾人健康上に及ぼす影響の大なることは喋々するの要なし我監獄も

亦た近時在監者增多の爲に住家問題を喚起しつゝ、あるに非ずや然ども世界住民の統計に徴すれば獨乙伯林市の如き住家五十二萬四千四百四十一にして庖厨を有する暖房し得べき一室十八萬九千二百四十七、庖厨を有せざる暖房し得べき一室のもの三萬四千、四百四十四、其他二室と庖厨とよりなるもの十四萬五千三百二十六、故に主として一室を有する住家四十一萬六千以上にして伯林總住民二百十萬中百九十萬人即ち九十%は一室を有するものなり住家の缺乏は小なる室内に多數人を密居せしめ病毒の傳播、風儀の壞亂を促さしむ我都會東京の如きは寧ろ多數に過ぎ多數の明家を出せりと稱すと雖も是れ家屋の多きに過ぐるに非ずして家賃騰貴は明かに二三家族を一家屋に同居せしむるの傾向を生じたるは争ふべからざる事實なり故に住家問題は社會問題として風紀問題として衛生問題として大に注意せざるべからざることなり社會既に住家に無理を生じつゝ、あり監獄に多數を收容するも亦た已むを得ざることなりと雖衛生問題より大に注意せざる可らざるなり一房一定員あり定員以上を收容するときは衛生上に悪影響を來すは勿論なりとす將來新築の監房は衛生上大に工夫する所なかる可らず今日迄新築し來れる監房にして定員以上を收容するが如きは不可能にして之を強ゆるときは病者を生じ死者を増加すべし。

(二〇五) 埃國ウヰーンに於て千九百十四年第三回萬國職業病會議開會さるゝ筈にて其會議に於ける日程中、疲勞即ち疲勞の生理及病理、神經系統に及ぼす職業的作用、夜業なる問題あり在監者に對しても亦た作業上本問題に付て調査すべし其調査の成績は之を世界に發表して以て各職業の參考に資すべし。

(二〇六) 醫事衛生に關する犯罪件數 最近四十一年の調査に係る諸統計中より醫事衛生に關する犯罪件數を摘録すれば刑法上 犯罪としては(一)飲料に關する罪(二〇)(二)墮胎の法(三五三)の二件に過ぎざると雖も特別法の犯罪者に至つては實に下記の如くにして(一)醫師法(六五三)(二)齒科醫師法(二三四)(三)產婆規則(一六一)(四)藥品營業並藥品取扱規則(四七九)(五)賣藥規則(二三一)(六)傳染病豫防法(七三六)(七)種痘規則(九六三)(八)肺結核豫防法(二五八)(九)獸疫豫防法(一九八)(一〇)畜牛結核豫防法(四三二)(三)娼妓取締規則(三、〇二七)(一二)牛乳營業取締規則(五五四)(一三)清涼飲料水營業取締規則(四〇三)等の多種多數に及べり。

(二〇七) 犯罪者の不安定性 (Mae donald-ornithology) 不安定性は何等かの形式に於て犯罪者には常に存在し居る一性質にして例へば妻を愛するの餘りに他人を殺害したる男が其後妻が咎めたるが故に妻を殺害したり、又或男は非常に母を愛したるが或時些少の怒により母を窓より投げ落したり、又或男は多年戀慕せる一婦人と結婚し其後二箇月にして之れを厭惡せり、又或女は情人の頭字を三十回も變更せり。

(二〇八) 犯罪者の情緒に就きて (同上) 犯罪者の中には時々多くの善良なる情緒を缺けるも尙其反面に美はしき情緒を有せることあり或犯罪者は或一家族を屢殺したる後自己の母の名を聞きて泣けり、或婦人は猫を自己の子供よりも愛し且つ其情人を殺害したるも其共犯者に對しては熱情を有し將に死せんとする者の病床に侍りて眞の慈善行爲に幾多の夜を過せしことあり或者は人を殺害して後に屋根より落ちんとする猫を救助せんが爲めに自己の生命を危うせり或者は自己が愛する妻子を富さんが爲めに殺人を行ひ或婦人は自己の年老いたる母と夫とを養はんが爲めに淫賣をなし又或者は其情人より打擲され殘虐に取扱はるゝに拘らず熱烈なる愛情を有したり。

(二〇九) 犯罪者の虛榮心 (同上) 犯罪者に虛榮心の存するは常にして殊に之れが爲めに犯罪行爲に至ること少からず其二三の實例を示さんに世界に名聲を博せんが爲めに妻を殺せる者と夫を殺せる者とが結婚せしことあり借財者たる名を去らんが爲めに殺人をなせることあり或時濃厚にして衆より崇拜されたる牧師が殺害され其犯人の誰なるやが一時大に疑はれたるが後に加害者は其牧師の朋友なる青

年にして其動機は只自分の勇氣を示さんとするに過ぎざりき而して一般に殺人者は窃盜者より勝れたりと思ひ、強盜は搔拂ひを賤しむ而して多くの犯罪者は自己の勢力、美貌、勇氣、惡手段に依て短時間の間に得られたる財産並に犯罪に於ける成效を誇るものなり嘗て露都にて一家族を塵殺したる一犯人が自己は全都の人士に注目さるゝならんと叫んで喜べり、或老賊は今時の窃盜者が自己青年時代の窃盜者に甚しく劣れることを語り或窃盜者は自己の墓碑に銘として「此世に盗み厭されたる可憐の某は此處に眠れり、いざさらば他の世に盗みに行かん」と書けり、或者は犯罪に依りて高位を得多くの人々にも噂され新聞紙上に寫眞傳記が掲げられ遂には多くの貴婦人より結婚の申込みを受けんと夢みるものあり或騙兒は大暗殺者と見られんが爲めに事實無き犯罪に就き法廷に於て大言壯語せり又有有名な窃盜者が或袴飾若しくは胸衣を着用する時は他の窃盜者も亦之を摸倣することあり。

(二一〇)責任能力の觀念 泉二學士は刑事責任を以て社會的責任なりとし人の意思は絶體に自由なること能はずと雖或る程度に於ては自由にして或程度の勢力ある外因は打勝つことを得るは明瞭なる事實なりとせり、されば絶體的の自由意思論と必至意思論とは共に其形式のまゝにて之れを刑法上の基礎觀念となすことを得ざるものと謂はざる可らず社會的責任論に於ても亦或る程度に於ける自由意思は之れを認む可きなりとせり。

著者は先づフエリー氏社會的責任平等論を論評して直ちに之れを現行法に於ける刑法責任の觀念となすことを得ざるものとし、次ぎて新派所屬の學者の唱ふる責任能力に關する學說の主なるもの、即ち犯人の。一、被威嚇性。二、刑罰可能性又は刑罰適應性。三、同一人格及び社會的類似性。四、正則状態を列舉評論し之等は何れも一面の真理を包含するものなるも各其の説明の方法を異にするものにして結局に於ては略ぼ同様なる思想に歸着するものと認むることを得るとなし而して著者は正則状態説を以て最も穩當なる見解にして我新刑法の見地上直接に應用し得べきものは此の見解を以て最も適切なるものとなせり。

又減低責任能力に就きては刑後の保安處分を認むるの立法を必要ありとし而して責任無能力と減低責任能力との區別の標準は精神の健全及び發育の程度に求む可きものなりとし即ち刑法第三十九條乃至第四十一條の一般趣旨に鑑み社會平均程度の精神状態に至らずと雖完全なる能力(平均状態)に比し低能状態にあるものは即ち減低責任能力者なりと解すべきなりとせり。

而して心神喪失の状态は必ずしも精神病的原因より生ずることを要するものに非ず又一時的たると持續的たるを區別すべきものに非ず要するに意思活動の當時に於て心神喪失の状态あることを要し且つ之れを以て足れりとすとせり故に豫謀計畫の時に於て心神喪失の状态に在りとするも實行の際に此の如き状態なき時は責任無能力なりと謂ふを得ず我新刑法も此の如き明示を爲さずと雖心神喪失者の行爲と謂ふ時は自ら心神喪失の當時に爲したる行爲と解すべきものなりとせり。

最後に著者は責任能力は法律上の觀念にして精神障礙の有無は醫學上の觀念なり責任能力の有無判斷を醫家鑑定に委するは反つて有罪無罪の裁判を鑑定者に委すると同一にして刑事裁判の危險を醸成するに至るべしと難し論を結べり。

(二一一)普國に於ける自殺者の數其原因 千九百八年の普國に於ける自殺者は男六千三百七十一女一千八百六十人にして前年の自殺者數を超過すること實に五百八十八人千九百六年より増加すること九百三十三人なり而して男子は十萬人に付三十三人五十四女子は同じく九人、五五なり尙ほ年齢別とすれば十萬人に付次の如し。

- |      |     |      |
|------|-----|------|
| 二十五歳 | 三十歳 | 二〇、四 |
| 三十歳  | 四十歳 | 二四、九 |
| 四十歳  | 五十歳 | 三九、二 |

五十歳——六十歳  
六十歳——七十歳  
七十歳——八十歳

五五、一  
五六、六  
六一、〇

自殺の方法は縊首男三千六百二十六女六百九十六銃殺男一千三百二十二女六十二溺死男七百四十女五百七十六、中毒死男二百六十二女二百八十毒瓦斯の吸入死男三十九女六十二鐵道死男百六十四女三十四首突男八十三女三十三高處より墜落男六十九女九十等なり。

尙は原因に就ては不明なるもの多しと雖も自殺者の約四分の一以上は精神病患者にして他は生活困難、煩悶、悲哀、悔悟等にして即ち精神病患者二千五十九低能者七十九神經病患者三百六十身體の疾病者七百九十六酒精中毒七百七十九身心喪失五百六十四生活困難四百五十四等なりと云ふ。

(一一二) *Mania* 變質者の緊張病性症狀に就て、變質性精神病の知見補遺 餘り屢ではないが緊張病に似た症狀が経過中の一時症候として精神變質のある病症を生ずることがある著者は斯かる三例に就て精細に報告した。

其例は共に早發性癡呆だの其他の精神病だのと甚似て居て後に何等の缺陷も残さずに全治した者である三者何れも重き變質の犯罪者であつて刑期に入ると間もなく發病した類症鑑別上價値あるは重い變質の基礎があるといふことの他に感動的興奮を起すべき境遇に於て非常に急速に發病したことが經過が著しく單調で各症候が誇張的に激しいこと並びに境遇を換へると共に一般狀態が突然に尋常になり且つ續發的に精神薄弱を残さなかつたことである。

其の症候群は凡て其の源を精神方面から出來上つて來たものに歸すべきであつて躁性障礙と相似た所がある併し其組成の具合、推感的の作用の影響を受くることが少なく又平常臆躁性身體症狀の無いことで之を區別する。

斯様なる症狀を呈するもの、ある時には伴狂ではないかといふの疑も起るのである併し著者は普通の人間が數旬間絶えず監視の下で斯様な虚偽を遂行し得るものでない故此の如きことは殆んど考へる必要が無いと云ふて居る。

(一一三) 第十九回佛國及び佛語國神經學者及び精神病醫家學會は千九百九年八月二日より八日まで佛國ナントに於て開會せらるる其演題中の一に公共事業の工場に於ける囚徒の素行はポアチーによりて提出せらるると云ふ。

(一二四) 千九百九年英國感化學校の成績 同年末の感化學校在學者は四千七百三十五人、徒弟學校在學者は一萬六千五百十五人、特殊學校在學者は五十人であつた感化學校から紹介して定職に就いたものは男兒八〇% 女兒は一% 徒弟學校から紹介したものは男兒八四% 女兒八九% ある死亡率は三、〇% 以て近年にない低率を示して居る。

就職したものの總數一萬千七百二十三人の中で軍隊に入つたものが千八百五十五人農業に就いたものが千五百三十三人殖民地へ移住したものが二百四十九人である女兒は大抵家婢となるが女書記教師裁縫師になつたものもある尙千九百六年に海員になつた五百二十三人の中同年まで海上生活を續けたものが二百十八人即四二% に當る此年度に兒童の父兄から學校へ納めた金高は二萬五千六百三十七磅で感化學校の數は英國に三十六校蘇格蘭に七校徒弟學校の數は英國に百校蘇格蘭に三十一校特殊學校の數は英國に入校蘇格蘭に一校晝間徒弟學校の數は英國に十三校蘇格蘭に六校ある。

(一二五) 工場法案委員會 貴族院に於ける同委員會は去る十一月(三)月午前十時半開會鎌田榮吉氏は工場と學校との關係に就て久保田男は本法は義務教育との關係に就て質問したるに岡局長之に答へ尙は數次の押問答ありて後ち久保田男工場法制定の必要なる理由如何と質問し大浦農相之に對して一々答辯せり正午休憩して午後一時再開高木兼寛男特に發言を求めて(一)工場法と鑛山(二)職工の發病豫

防(三)職工と在監人との一般的健康の比較(四)職工生活状態の改善等に關し數多の質問を試みたるに岡局長は鑛山及び鑛夫に關しては特別規定即ち鑛業法にて取締りつゝあり特に食物の改善にて海軍人の發病著しく減少したる如きは當局の大に規範とする所なり又職工が在監人に比し健康状態の優秀ならざるは後者の生活規律的なるに反し前者は競争に流れて間々自己の健康を顧みざらんとするものあるに因るべく本法にて大に其弊を矯めるを得んか殊に職工の生活状態の改善に就ては一層の注意を拂ひ工業主と共に衛生的觀念を養ふべしと答へ高木男の休日に対する再質問に對し大浦農相一ヶ月二回とは最少限度なり又國祭日の休養に付ては國民たるもの上下舉て一齊に行ふ所なるを以て本法に規定する所なかりしと答へ午後散會せり終に同十六日の同會にて可決せりと云ふ

(二二六)司獄官と心理學 心理學は司獄官に最も必要なる學科にして須臾も離る可らざるものなるに拘はらず心理學に暗きときは在監者を如何に根本的に改換せしむるの手段を講じ得べきや監獄醫は又た心理と身體とを研究して彼等の處遇に注意すべし看守長の如きも亦常に犯罪心理を研究して行刑の適實改善を謀らざる可らず故に近來監獄官の練習に中りては心理學の概要を教授せらるゝに至れるもの予の私に喜ぶ所なり心理學は醫學と密接の關係を有す醫學を修むるもの心理學に通曉せざる可らず殊に監獄醫事に從事するもの、如き其必要一層甚しきを知る。

(二二七)監獄の施設計營今少しく進歩的に改良すること能はざるものなるや徒に人力を勞して文明の利器を應用すること少く受刑者をして其智力を鈍麻ならしむるのみならず經濟上も亦た不利なるに非ずや作業上の收入微々振はざるの狀にあるもの故なきに非ざるなり加之規律を嚴肅ならしめ戒護力を完全ならしむる上に於ても亦た現今科學の進歩に伴ふ所の施設は必要なるべし受刑者は工錢安直なり機械力を借るの要なしとは舊式の頭腦に屬す故に科學の進歩に伴はざる監獄は自然衛生上の設備も完全ならざるべし衛生學上より打算せんとする凡ての經營は斬新なる科學的の知識に因るものなれば

なり衛生上の設備を完全にして他に優越せんとするに非ずと雖も監獄は一の試験場として他工業衛生上幾多の模範を示すが如き最も便利の地位にあるを以て其實験と研究とは國家に貢獻する所尠なからざるべきを信ず我が監獄界に身を投じ刑の實務に中るの人徒に實務に奔勞するのみならず腦漿の幾分を割て科學の研究に努められんことを望む。

○飲 酒 の 害

トロピズムとブラグマチズム

監獄醫 左 座 金 藏

本論に入るに先ち吾人は高等動物なりとの自覺を要す心理學上トロピズムとブラグマチズムなる言葉ありトロピズムは本能の起原にして自家保存に緊要なる生物通有の機能なり彼の植物が日光に向つて繁茂し蜘蛛が餌を取る爲めに巢を張り蠅虫類が寒氣を凌がんが爲めに冬眠したり人の子が生れながらにして乳房を探つたりするは皆本能性なり此のトロピズムや本能性は組織が簡單にして眼前の目的のみにして將來に關しては無計畫なり之れに反し人類には他の下等の動物や植物に無きブラグマチズムあり之れは知行合一と譯し得べく善惡を知りして實行するの意義なり故に知つて行はざれば知らぬと等しくブラグマチズムに非らず飲酒は害ありとの理屈は恐らく今日知らぬものは一人も無かるべし而も尙ほ禁じ得ざるもの澤山あり畢竟之れはブラグマチズムでなくトロピズムなり夏の虫が火に入ると同様なり知行合一の出來ぬものに幾百遍酒の害を説いても無駄なるべし故に余は冒頭に於て諸君と吾人は高等動物にしてブラグマチズムを有す知行合一を爲し得るものなりとの誓ひを爲さるべからず

## ケーン氏の警告

ケーンが英國の一大保險會社の材料を取つて云ふ所に依れば禁酒家は飲酒家より六年間壽命長し、而も此飲酒家は日々適度の飲酒を爲すものゝみにして大酒家を含まず何となれば保險會社は大酒家を契約せざればなり故に大酒家と禁酒家との壽命の差が如何に大なるやは知り得べし。

宿酔は酒の急性中毒なり慢性中毒に陥ひれば種々の疾病の原因を招來す最も多きは精神病神經病なり心臟は脂肪變性を來し肝臟は硬化症を來し腎臟は萎縮腎を來し血管は石炭變性を來して卒中の原因となる。

飲酒家は傳染病に罹り易しアルバニートの虎列拉流行に當り患者三百三十六人中飲酒家が百四十六人非飲酒家が僅かに二十二二人なりしを見て明なり又結核の飲酒家を犯し易き事も明なる事實となれり俗人が虎列拉でもチブスでも結核でも飲酒家の腹には敵し得ざるべしと思へるは誤りなり飲酒家は常に傳染病に罹り易きのみならず一朝傳染病に罹りて後の結果も甚だ不良なり肺炎とかチブスに罹れば心臟が兼て弱はり居るが爲めに心臟麻痺を來し死し易し。

如此して飲酒家は健康を害し壽命を短縮するなりケーンの警告は確かに眞理なり。

ワツセルマン氏の實檢と統計上の事實。

ワツセルマンは下等動物を一定の裝置内に對照して交尾せしめたり其一方に稀薄のアルコールを加へ置きたりしに其の方に生じたる動物は多くは畸形なりしと之れは酒の害を實檢的に示したる有名な業績なり。

此の動物試檢の結果と同様の事實が人類に於ても統計上明かとなれりホヰーが米國に於て三百人の白痴者を調べたるに其中百四十五人は飲酒家の子なりしヒーチが英國に於て四百三十人の白痴者を調べたるに其中百九十八人は飲酒家の子なりしフランスのブルヌヴィルが白痴痴鈍及癩癩の小兒千人に

就て調べたるに其中六百二十人は兩親の一方又兩親共飲酒家の子なりし獨乙ランゲンハーゲン白痴院長キントが同院六年間に收容したる白痴四百〇六人に就て調べたるに百三十六人は飲酒家の子孫なりしと云ふ。

白痴のみならず飲酒家の子孫には癩水腫、精神病、癩癩、腺病質畸形の多きことは今日學者の信ずる所となれり。

飲酒と小兒期の死亡率

飲酒家の子は身體精神に缺點多きと同時に死亡率も多しデンメは飲酒家の子は百人中四十四人は生後一二ヶ月中に死すと云ひクレデの調査に依れば兩親共飲酒家なりし二十一家族の子供二十四人中十六人は早く死したりと云ふアリヅエリーは八十一の飲酒家に就て調べたるに六歳に至る間に其子の百人中五十七人は死したりとオリヴァンは百二十人の飲酒婦人の生みたる六百人の子は二歳迄に三百三十八人以上死したり之れと同一程度の生活状態にある酒を飲まぬ婦人の生みたる子は百中二十四人の死亡率に過ぎざりしと云ふ。

授乳機能の荒廢

ブンゲに依れば母親の乳の出ぬ場合は其娘の百中九十七人は乳が出ぬ、母親が乳が出て其娘に乳の出ぬものが四十人あり、此母親に乳が出て其娘に乳の出ぬもの百人を調べれば其中七十人餘は兩親の一方が飲酒家なり故に兩親の一方が飲酒家なれば其七十人は二代目より授乳機能が荒廢せらるる授乳機能なければ如何に強壯の子にても發育困難なることは兒科學上明瞭となれり加之ならず飲酒家の子孫は概して缺點多き故に其生育の困難なることは見易き理なり

子孫の絶滅

斯かる多くの動機は遂に飲酒家の子孫を絶滅せしむるに至るルグレンは二百十五の飲酒家族を三代



伊太利男  
計男  
六

六

五四

六〇

明治四十四年二月末日現在受刑者罪名表 (△ハ減)

刑名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
竊盜	二七、五五七	四三二	二八、九七九	二八、六四七	二八、五五二	三三二	四二七	一九六四
強盜	三、五四一	九	三、五五〇	三、五四九	三、七〇〇	一△	一五〇	三八
賭博及ヒ富籤	五、三三一	二一八	五、五四九	五、〇一八	五、八一九	五三一△	二七〇	四八三
詐欺及ヒ恐喝	七、二九三	二四八	七、五四一	七、四〇五	六、五七七	一三六△	九六四	一六五
横領	三、一一二	九〇	三、二〇二	三、一三二	二、四八五	七〇△	七一九	七九
贓物ニ關ス	八三五	一一六	九五一	九四八	九六五	三△	一四	一一九
毀棄及ヒ隱匿	一一六	〇	一一六	一二七	一四八△	一△	二二	一五
通貨偽造	五五八	五	五六三	五七〇	六二七△	七△	六四	七△
文書、有價證券偽造	二、〇九七	五七	二、一五四	二、一五〇	二、一四九	四△	一四六	一六一
印章偽造	四一七	三	四二〇	四二九	五六六△	九△	一四六	八△
偽證及ヒ誣告	一七三	七	一八〇	一七一	一七六	九	四	二五
偽造及ヒ重	八九	〇	八九	九〇	七五△	一	一四	三△
強姦及ヒ重	四二九	三八	四六七	四六〇	三九九	七△	六八	二二
姦淫及ヒ重	二、四〇三	四四	二、四四七	二、四六四	二、七五〇△	一七△	三〇三	二一九
傷害	二、九〇九	二八九	三、一九八	三、一九九	三、二一〇	一七△	一〇二	五四
殺害	二、九〇九	二八九	三、一九八	三、一九九	三、二一〇	一七△	一〇二	五四
兒殺	七二	二八九	三六一	三六七	三七七△	六△	一六	四△
逮捕及ヒ監禁	二七	四	三一	三四	三五△	三△	二五	二
墮胎	四九	一〇三	一五二	一四五	一二七	七△	三〇	三一
公務執行妨害	一四一	六	一四七	一三一	一一七	二六△	三〇	三一
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	四四	一	四五	四八	五四△	三△	九	二
騷擾	一〇九	〇	一〇九	九三	六三	一六△	四六	一八
放火	一、九一二	四五	二、三六三	二、三六〇	二、三九八	三△	三五	四七
住居ヲ侵ス	一七八	三	一八一	一六八	一三七	一三△	四四	三一
暴取及ヒ誘拐	一三二	二〇	一五二	一五六	一二三△	四△	二九	三△
陸海軍刑法	八三	〇	八三	八七	一〇一△	四△	一八	六△
森林法	四八四	二	四八六	四四二	四九四	四△	八	一三
徵兵令	四四	二	四六	四七	二二△	二	二	四
郵便及ヒ電信法	七八	一	七九	七三	八四	六△	五	九△
警察犯處罰令	六九九	二二	九二〇	九〇六	八四〇	六△	九二〇	二八五
以上列記以外ノ刑法	四三六	三五	四七二	四六三	一、五四四	九△	一〇七二	七〇六
犯及ヒ諸規則違犯罪	六、一三五八	三、六八四	九、八四二	九、六三三	八、七四一	一、一〇一	一、一六八	九、〇六六
總計	六、一三五八	三、六八四	九、八四二	九、六三三	八、七四一	一、一〇一	一、一六八	九、〇六六

明治四十四年二月末日現在在監人員監獄別表 (△ハ減)

刑名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
竊盜	二七	四	三一	三四	三五△	三△	二五	二
強盜	四九	一〇三	一五二	一四五	一二七	七△	三〇	三一
賭博及ヒ富籤	一四一	六	一四七	一三一	一一七	二六△	三〇	三一
詐欺及ヒ恐喝	四四	一	四五	四八	五四△	三△	九	二
横領	一〇九	〇	一〇九	九三	六三	一六△	四六	一八
贓物ニ關ス	一、九一二	四五	二、三六三	二、三六〇	二、三九八	三△	三五	四七
毀棄及ヒ隱匿	一七八	三	一八一	一六八	一三七	一三△	四四	三一
通貨偽造	一三二	二〇	一五二	一五六	一二三△	四△	二九	三△
文書、有價證券偽造	八三	〇	八三	八七	一〇一△	四△	一八	六△
印章偽造	四八四	二	四八六	四四二	四九四	四△	八	一三
偽證及ヒ誣告	四四	二	四六	四七	二二△	二	二	四
偽造及ヒ重	七八	一	七九	七三	八四	六△	五	九△
強姦及ヒ重	六九九	二二	九二〇	九〇六	八四〇	六△	九二〇	二八五
姦淫及ヒ重	四三六	三五	四七二	四六三	一、五四四	九△	一〇七二	七〇六
傷害	六、一三五八	三、六八四	九、八四二	九、六三三	八、七四一	一、一〇一	一、一六八	九、〇六六
殺害	六、一三五八	三、六八四	九、八四二	九、六三三	八、七四一	一、一〇一	一、一六八	九、〇六六
兒殺	七二	二八九	三六一	三六七	三七七△	六△	一六	四△

監獄名 刑事被 受刑者 勞役場 留置者 懲治 人 携帶兒 合 計

關	東	市	東	關
橫濱	一五七	一	一	一
關東	一、三三三	一	一	一
東京	一、〇六九	一	一	一
市谷	二、八三一	一	一	一
關	一、七九九	一	一	一
總計	二、三	一	一	一
總計	一、九八五	一	一	一



増減	計總		道海北		沖	
	留置場	監獄	網走	札幌	函館	札幌
前月ニ比シ	六、八九八	六、七九一	一	一	一	一
前年ニ比シ	△三〇五	△三〇五	△三〇五	△三〇五	△三〇五	△三〇五
前年ニ比シ	△五九七	△五九七	△五九七	△五九七	△五九七	△五九七

### 救護事業

#### ○鹽山保護園の事情一斑

保護園の由來——家庭と成績——園の組織  
田川 午次郎 報

拜啓益御健勝奉賀候扱て近時慈善救濟事業の都鄙の別なく各地に勃興するは邦家の爲洵に慶すべきことにして殊に免囚保護の如き至難なる事業が日一日と發展擴張の現象を呈しつゝあるは彼の憫むべき同胞の爲に將た社會自衛の上よりして御同喜に不堪候併し凡そ事は創るは易く之を成すは難きものにして斯業經營の任に當る者は素より確固不拔の信念を有する實行的の人にあらざれば其發達成功は期し能はざるべく況や彼の徒らに建物宏壯にし外部の體裁を裝ひ虚名を衒ひ慈善を標榜するが如き似非慈善家の手に委するに於ては是に寒心に堪へざる次第に存候然るに茲に隠れたる慈善事業とも謂つべきか身は砂たる一看守にして從來無多義の下に數年前より出獄者三十七名を引受け献身的に保護教化に努め多大なる好果を擧げたる特志なる看守あり時運は今や之を江湖に紹介し其進境を助成するの機會に遭遇し道回杉野典獄を始め部下職員一同並に一般志士仁人の後援の下に鞏固なる基礎を定め「鹽山保護園」なるものを開設し一層其事業を擴張するに至れ

る美事有之左に同園の由來其他一斑を報道致候  
保護園の由來

鹽山宗市氏(明治八年一月十日生)は長崎縣北高來郡小長井村の出身にして去る明治三十七年五月二十三日長崎監獄看守を拜命し爾來勤績目下片淵分監に在勤せるが其爲人温厚篤實且つ資性慈愛に富み又周密事を處理するの才幹あり故に同僚其他一般の敬愛を受け現に監内唯一工場の擔當に任し孜孜勉勵職務着實公平にして遇囚常に宜しきを得囚情爲に悦服し犯則者を出すが如きは實に稀なりとす而して同氏が免囚保護事業に傾注したる端緒を尋ぬるに去明治三十七年十二月の頃長崎縣東彼杵郡西大村産れ馬場千太郎(明治二十四年九年九日生)なる者外一名の悪少年同郡萱瀬村産れ川田藤作(明治二十五年五月十二日生)と共に同地方某家の養鶏を竊取したる廉にて竊盜初犯懲治參年の處分を受け懲治場に收容せられたるに其後改悛の狀顯はれ川田藤作は假出場を爲すに引受け保護者あるも馬場千太郎は引受人なきを以て同時に其恩典に浴する

てと能はざるを歎き或日工場の一隅に佇み歎歎流涕焦心悶々たる現狀を見たる受持看守同氏は惻愷の情禁し難く早速上司に伺ひ又本人に其旨を諭し之を引受け保護することとせしに兩名は明治三十九年四月(馬場千太郎は十日川田藤作は十四日)に各假出場を許可せられ馬場千太郎は同看守の許に保護せらるゝこととなり爾來老母と妻女は俱に同心此少年を愛育し朝夕訓誡に力むる所ありしに其徳化空しからずして愈改心の實舉り今は立派なる若者となり郷里なる西大村に立歸り専心農業に勉勵し居り時々通信其恩儀を謝するところありと此成功に満足を得たると同時に一層免囚保護の輕忽に附すべからざるを悟りたるが斯業着手の動機なりと云ふ。

## ●鹽山氏の家庭と保護成績

鹽山氏の家庭は當年七十四歳になる老母と妻女との間に五歳になる長女と二歳になる次女と都合五人暮にして一家擧つて慈善心に富み庭内常に和氣洋洋其温情の充溢せるを見る殊に老母は齡既に古稀を超ゆるも其健康壯者を凌ぎ日々甲

及ぶ限りは保護に努むべし」と此母にして此子ありとも謂つべきか斯くして世上に隠れつゝ眞の獨力にて自宅に引受け同棲保護を爲したる者去る三十九年四月より本年三月に至る間三十七人の多きに達せり其内犯罪の重なる種類は竊盜、詐欺、拐帶にして犯數には四犯三犯の者あり再犯入監せし者は今日まで唯の一人にして竊盜七犯の者なりと尙ほ其保護方法は専ら職業を紹介し相當自活の途立では成べく郷里に歸らしめ又は妻帯自營を計らしむるを以て目的とせしものにて其職業に付ては當地は幸ひ三菱造船所あるを以て同所に傳手を求め其備使方を依頼し重に鐵工、木工、人夫等に從事せしめ或は市内建築工事の手傳人若くは點燈夫、溝渠掃除、コークス及茶の小賣等に紹介就職せしめたり而して今現に市内に居住する者は五人にして内妻子ある者三人(其妻も鹽山氏の世話せしもの)内三菱造船所大工一人日給八拾五錢同鐵工一人日給六拾參錢茶の小賣一人(現に參百圓以上の貯金を有す)獨身生活にて三菱造船所人夫二人日

妻々々しく立働き家事萬端の差圖を爲し妻女亦其意を諒し被保護者に對する同情は骨肉も及ばざる程にして小にしては三度の食事衣類寢具の洗濯日常起居のことより大にしては一身の始末處世の要訣に至るまで細大洩さず家人同體戮力の下に保護誘掖に努むる所あり尙ほ相當職に就き自活の途立ち郷里其他に旅行せんとする者あるときは老母は能々停車場又は波止場に見送り切符を買求め途中の心得など説き諭し恰も慈母の赤子を視るに異らず故に皆其恩愛に感泣し他郷に在りても屢々通信安否を問ふなど近親者も嘗ならざる状態なり又長崎市内に居住する被保護者の家庭には老母が自ら往訪互に慶弔吉凶を共にし親族同様の好誼を爲し居れり左れば益と正月には是等の面々は家族一同團主の宅に集り互に健康と幸福を祝し合ふなど其仲睦しき狀他所眼にも羨まじき和樂の團樂なりと而して老母の鹽山氏に對する平素の訓誨には「人を助けるも助けらるゝも因縁である人を助けて置けば何時か子孫にても善きことがあるであらふ資力の

給五拾錢にして其成績は至て良好なりとす。因に鹽山氏は一昨年夏頃のことなりとか或日居所附近の片淵川岸を通行せる際一人の若者急性脚氣症に罹り行倒れ居るを見同情抑へ難く直に自宅に連れ歸り藥餌等與へて十日間餘を経過したるに元氣回復し其原籍地も佐賀なること判明し其旨を照會したるに親族の者直に旅費を調へ引取りに來りたるに依り之に引渡し今は同地の聯隊に入營して毎月通信消息を爲し再生の恩義を感謝し居れりと。

## ●保護園の組織

斯業に熱心なる鹽山宗市氏は斯くして獨力もて出獄者三十七人を保護教化し得たりしも素より薄給の身限りある資財殊に本業の爲に百餘圓の失費を生じたりと聞く由て這回杉野典獄を始め部下職員一同の援助に依り其基礎を定め新に規程を設け本園を長崎市夫婦川百七十七番地に設置するに至れり而して本園の事業費は主として長崎監獄出獄人保護會即ち監獄職員を以て組織せるものにて出獄者の歸郷旅費なき者又は出獄

時衣類なき者或は出獄時親族を召喚し引渡し若しくは汽車汽船の切符を購ひ歸國せしむる等の保護給與の目的にて各自毎月贖金をして成るものより相當の補助を與へ又一般博愛慈善家の義捐會を受け之に充つることとせり。

因に本園は杉野典獄之を監督せられ山川控訴院檢察長を顧問に田川片淵分監長を監事に同分監能富教誨師を教師に依囑承認を得たり而して園主鹽山氏は此多大なる援護と同情とに對し今後一層奮勵身命を賭すとも本專業の成功を期し以て萬分の一の報恩を爲さんと衷心感謝の意を表し居れり尙ほ同分監に於ても公務に差支なき限り可及的便宜を與ふる筈にして今や本園は小規模なりと雖も將來確實に且つ質素に穩健なる發達を遂げ他日大に其好果を收め得べしと信す。

杉野典獄は右の報道に附記して曰く、本件は熟考に熟考を重ね漸く發表を見るに至り候本保護園の特色は寄附金や建物などはドーモ構はず専ら實を擧ぐるに在り殊に主として職業の紹介を爲すにあれば餘り金の費ることもなく當監

職員に於て組織する保護會より毎月幾分の補助を爲せば相濟申候併し追々同情者も出て寄附金も多少集るべくかと思ひ居るも進んで寄附金を募集するは本人の意思にもあらず小生等も御實ひ主義は眞平御親の方に御座候顧問に知名の士を囑託するは專業の信用上必要と思惟し山川檢察長に相談せしに幸ひ承諾を得申候

● 塩山保護園規程

第一條 本園は長崎監獄本分監の附屬にして親屬故舊の頼るものなく且改悛の狀あり認めたる者を收容保護し速に獨立の生計を營ましむるを以て目的とす

第二條 本園の保護は概し左の方法に依る

- 一 職工又は傭人たるの紹介を爲すこと
- 一 園生の善行及勤儉貯蓄を獎勵すること
- 一 疾病等の爲め費用を自辦すること能はざるものには相當惠與すること
- 一 自活の途立てば速に外宿を爲さしめ又は家庭を組織せしむること
- 一 外宿せしもの又は家庭を有するに至りたるものと雖も尙ほ援助を與ふること

第三條 本園の事業費は長崎監獄出獄人保護會の補助及慈善家の義捐金を以て之に充つ

第四條 園主は一切の園務を處理し尙ほ左の役員を依囑す

一 顧問

一 園務全般の施行に付き其指導を受くるものとす

一 監事 事業の實行及經費の出納等に付き其協商を爲すものとす

一 教師

一 園生に對し時々訓話又は教育を施すものとす

第五條 本園の保護を受けむと請ふものあるときは園主は出獄時一ヶ月前に本人に就き又は監獄に其取調方を囑託し(身上諸般の關係を調査し本園の規程心得書及契約書を説示し異議なきを確めたる後保護願書を發す)し保護願書を發したるときは可成出獄時迄に本人に適切なる職業を指定し置くものとす

第六條 被保護者入園したるときは將來の心得方を懇篤諭示し契約書を發し置くべし

本人の親屬及原籍役場には本園に保護の旨を通知し無籍者なるときは就籍の手續を爲すものとす

第七條 被保護者携有の金員は本人の名義を以て郵便貯金若しくは銀行に預け入れ其通帳は園主に於て之を保管す

第八條 被保護者之儲蓄の原備契約には園主之に參加し其食糧は園主に於て之を受領するものとす

第九條 被保護者の衣食費其他一身に要する費用は臥具を際く外能はざる者に之を貸與又は惠與することあるべし

第十條 労働に依り得たる賃金にして衣食費其他の雜費を控除し殘餘あるときは之を本人の所得とし第七條に依り處理するものとす

第十一條 被保護者本園又は他人に對し損害を生したるときは其情狀に依り保管の貯金を以て賠償せしむることあるべし

第十二條 被保護者の糧食及調理は園主の指定に依るものとす

第十三條 被保護者には業務の餘暇に於て相當の時間教師の訓話を聽聞せしめ又は習學を爲さしむべし

第十四條 被保護者にして左の各項に該當する者は保護を解き尙ほ援助を與ふるものとす

- 一 獨立の生計を爲し又は家庭を組織するに至りたるとき
- 一 備主に於て引受け使用し適當の保護を加ふるものあるとき
- 一 確實なる引受人ありたるとき

第十五條 被保護者疾病に罹り重症に陥りたるときは親屬及原籍役場に通知し其死亡したるときは遺骸及遺留金品を引渡しし引受人なきときは本園に於て埋葬し遺留金品は其費用に充て尙ほ殘餘あるときは本園の所得とす

第十六條 被保護者にして園主の指示命令を遵守せず又は業務を怠り自營の見込なき者は退園を命ずることあるべし

第十七條 本園の事務成績及經費の收支決算は毎年末之を調製し監事を経由顧問に提出するものとす

第十八條 本園には左の諸帳簿を備ふ

一 園務日記

一 就業簿

一 物品買賣書留簿

一 備品受拂簿

- 一 消耗品受拂得
  - 一 經費受拂得
- (保護人の誓約書、心得事項等は省く)

### ○和歌山醇厚會發會式景況

(出獄人保護事業開始)

四月三日神武天皇祭を卜し和歌山市岡林泉寺町曹洞宗林泉寺に於て午後一時より同會の發會式を舉行す當日は前夜來の降雨尙止まざりしも本會の事業に熱心なる聴衆は午前十一時頃より參集し開會時に至ては早や四五百ほどの參會者あり加ふるに和歌山監獄よりは佐藤典獄以下各課所長各看守長監獄醫教師其他の職員並に婦人二三十人來會し午後一時を報ずるや先づ會主竹島文倫師開會の趣意より本會設立の由來及將來の經營方針に付き演説し次に囑託顧問佐藤光二登壇し本會の會則を披露し尙は滿場の聴衆に向ひ本會の事業に賛成し同情を寄せられん事を希望する旨を述べ夫より左の演題に就き演説し閉會せしは午後七時頃なりし。

林泉寺に於ける演者と演題  
出獄人保護の必要  
竹島文倫師

- 人生の希望
- 苦を抜き樂を與ふ
- 佛陀の本懐
- 慈人の涙
- 煩惱即菩提
- 人道の發展
- 佛教と哲理の關係
- 犯罪者と精神狀態

#### 和歌山醇厚會會則

和歌山醇厚會會則

- 第一條 本會は出獄人をして善行を保たしむる爲其の精神及身體を保護し正業を紹介するを目的とす
- 第二條 本會は和歌山醇厚會と稱す
- 本會の事務所は和歌山市岡林泉寺町林泉寺に置く
- 擴張の必要を生じたるときは郡の寺院に支部を設置す
- 第三條 本會の維持は慈善家の寄附金を以て之に充つ
- 第四條 會員は特別會員通常會員の二種に區別す
- 一 特別會員は金五圓以上寄附する者
- 一 通常會員は金三圓以上五圓未満を寄附する者
- 特別會員の金額は一回又は數回に分ち出金することを得べきものとす
- 通常會員の金額は期限を定め毎月出金するものとす
- 第五條 本會に左の役員を置く
- 一 會主 一名

- 一 事務員 一名若くは二名
- 一 協議員 三名
- 會主は會務を總理し被保護者を監督す
- 事務員は會主の旨を受け會務を整理す
- 協議員は會主の必要と認めたる場合に於て諮問事項を評議す
- 第六條 會主は重要事項を諮問する爲顧問一名若くは二名を囑託す
- 第七條 寄附金は會員名簿に之を記し永久保存するものとす
- 第八條 寄附金は銀行又は郵便局に預け入れ貯金通帳を以て保管す
- 第九條 維持金の支出は金銭出納簿に之を記し會員中閱覽を請ふ者あるときは之を許す

#### 保護方法

- 第一條 本會に於ける出獄者の保護は左の方法に依り之を行ふ
  - 一 家庭善良なる者又は寺院教會等に紹介を爲すこと
  - 一 農工業に労働せしむること
- 第二條 被保護者の性格身上を調査し前條に依り適當にして安全と認むべき職業に就かし
- 第三條 被保護者には時、教誨を施す
- 若し不品行爲あるときは紹介先の家宅に就き訓戒を加へ又は處置す
- 第四條 被保護者の所有金は銀行又は郵便局に預入しの本會に其の預金通帳を保管することあるべし
- 第五條 監獄又は監獄分監より被保護者の性行に關する通報を受

けたるときは被保護者名簿に之を記載す

第六條 改後の事實願はれ又は生活に差支、なき程度に至り保護の必要なしと認めたるときは本人に其の旨を告げ第五條の名簿を削除す

明治四十四年四月三日設立

#### 發起賛成者

- 和歌山縣海草郡和歌浦曹洞宗羅漢寺住職 永島道光
- 和歌山市豊原町曹洞宗大泉寺住職 池本堅光
- 和歌山市上鷹匠町曹洞宗瑞壽寺住職 桑山大惠
- 和歌山縣海草郡雜賀町曹洞宗久昌寺住職 池田一
- 和歌山市吹上寺町曹洞宗慈寧寺住職 矢野田文龍
- 和歌山縣海草郡和佐村曹洞宗元亨寺住職 入谷實成
- 和歌山市吹上寺町曹洞宗法泉寺住職 岩田處隆
- 和歌山縣海草郡松江村曹洞宗松林寺住職 補陀菫家

- 和歌山市吹上寺町曹洞宗慈徳寺住職 山 本 文 文 文
- 和歌山縣海草郡直川村曹洞宗全正住職 亦 野 實 之
- 和歌山縣海草郡雜賀村曹洞宗高松寺住職 松 尾 賢 隆
- 和歌山県岡林泉寺町曹洞宗林泉寺住職 竹 島 文 文 伶

### ○大分縣及鹿兒島縣の出獄人保護規程

大分縣及鹿兒島縣に於ては豫て典獄に於て出獄人保護規程を設けんことを知事に交渉しつゝありしが機熟し先頃夫々訓令を以て發表したり其全文左の如し。

#### ●大分縣の保護規程

大分縣訓令第五號 郡役所、警察署、警察分署、町村役場  
 從來累犯者の再三罪を犯すは其逆善し難き素質あるに因るべしと雖も亦出獄者が假令改悛して正業に就かんとするも社會の排斥に遭ひ就職の途に苦むの結果に出づるもの甚だ少しとせず斯の如きは單り本人の爲めに不幸たるのみならず社會公安上看過すべからざることなりとす夫れ犯罪の懲罰は不肖少年の感化と出獄人の保

護に俟つこと最も多し而して感化院は曩に其設置を見たり乃茲に出獄人保護規程を設けて出獄後保護を加ふるに非らざれば自立の計無く再犯の虞ある者に就職の便を與へ運善の實を擧げしめんこと局に當る者能く趣旨のある所を體し出獄人の保護指導に努め累犯の患なからしめ以て公安の維持を計らんことを期すべし  
 明治四十四年二月十日  
 大分縣知事 千葉 貞 幹

#### 出獄人保護規程

第一條 本規程は出獄人に對し保護を加へ改過運善の實を擧げしむるを以て目的とす

第二條 出獄人にして保護の必要ありと認めたるときは警察署長警察分署長は第一號様式の出獄人保護審議に登記し其謄本を本人居住地の町村長に送付すべし

前項に依り送付を受けたる町村長は謄本を以て審議に編成すべし

第三條 警察署長警察分署長及び町村長は被保護者をして善行を保ち正業に就かしむることに努むべし

第四條 被保護者にして自ら適當なる業務に就くこと能はざるときは警察署長、警察分署長及び町村長は協議の上被保護者の性質、技能及資産等を參照して適當の業務に就かしめ又は業務の紹介を爲すべし

町村の經營に係る事業あるときは被保護者を使用するに努むべし

第十二條 警察署長、警察分署長は第二號様式に依り保護成績表を調製し毎半年分を七月及一月各二十日限り當廳に報告すべし  
 町村長は第三號様式に依り貯金額を調査し前項に依り毎年二回所轄警察官署に通知すべし  
 (様式省略)

#### ●鹿兒島縣の保護規程

鹿兒島縣訓令第五號

島嶼、郡役所、警察署、警察分署、市役所、町村役場、公立小學校  
 出獄人保護規程左の通り定む  
 明治四十四年三月三日  
 鹿兒島縣知事 坂本 珍 之 助

#### 出獄人保護規程

第一條 警察官署長市町村長は第一號様式の出獄人保護名簿を備へ典獄より監獄法施行規則第百六十九條に依り出獄人保護に関する通報を受けたるとき又は出獄人にして保護の必要ありと認むる者あるときは之に登記し相協力して保護の指導に努むべし

第二條 前條の出獄人ありたるときは市町村長は名簿謄本を當該市町村立小學校長に送附し其の教導感化に関する意見を聞くべし

第三條 前條の送附を受けたる市町村立小學校長は警察署長又は市町村長と協議の上便宜之が教導感化に努むべし

第四條 各種の講習會其他公衆會同の機會を利用して出獄人保護

第五條 被保護者にして從事せしむべき業務は可成射的に關するものを選べし

第六條 警察署長、警察分署長及び町村長協議の上被保護者の保護に關し部内の區長、親族、故舊出獄人保護事業に従事するもの神官、僧侶、教師其他適當なる者に其保護指導を囑託することを得

前項の場合に於ては其保護者より時々保護に關する實況を所轄警察官署に通報せしむべし

第七條 警察署長、警察分署長及び町村長は且常被保護者の業務(勤怠生活の實況)及近傍の批評等に注意し懶惰又は不善の行爲ありたるるときは之れに戒勸を加へ懇切に指導すべし

第八條 町村長は被保護者にして金銭を所持するときは善良なる目的に使用するものを除く外可成之を郵便貯金又は銀行預金と爲さしめ其通帳の寄託を受け之を保管すべし

第九條 被保護者住所を移轉する場合に於て本縣なるときは當該警察署長、警察分署長は其保管審議を行先地警察官署に當該町村長は其保管審議及貯金あるものは預金帳を行先地町村長に送付すべし

被保護者他府縣へ移轉するときは當該警察署、警察分署長は其旨を行先地警察官署に通報すべし

第十條 郡長は被保護者に對し間接保護の任に當り町村長を監督すべし  
 第十一條 被保護者に對し保護を加ふるの必要なしと認むるときは町村長、警察署長、警察分署長は協議の上之を解除すべし

に關し同情を喚起し一般人民に於て忌避排斥する觀念の排除に努むべし

第五條 住所又は職業なき被保護者に對しては警察官署長市町村長小學校長は協議の上本人の性質技能及資産並典獄の通報書等を參酌し雇傭紹介其の他の勞を採り又は協議者となり周到に之を保護すべし

第六條 警察官署長 市町村長は被保護者の作業費與金生活費剩餘金其他の所持金あるときは正當なる目的に使用するもの、外成るべく銀行郵便局等に預入れしめ時々其預金通帳を検査して濫費を制すると共に勤儉貯蓄の觀念を誘起せしむべし

前項の預金を引出さんとするときは保護監督者の承認を受けしむべし

第七條 警察官署長 市町村長又は小學校長は日常被保護者の業務の勤怠生活の實況交際及近傍の批評等に留意觀察し懇切恩愛の念を以て之れが敬誠感化に努め或は之れに戒飭を加へ又時々其住所に訪問し若くは其來訪を促し修身處世に關する事項を訓示すべし

第八條 警察官署長 市町村長は被保護者の適當なる親族故舊又は出獄保護事業に従事する者神官僧侶宣教師其他適當なる者を指定して保護監督せしむることを得

前項の場合に於ては指定保護監督者より其の實況を時々警察官署長 市町村長に通報せしむべし

第九條 市町村長にして被保護者中常に職業に勤勵し特に善良の行狀を保つ者ありと認めたるときは其の事實を警察官署長に通報すべし

名、現數、刑名刑期、出獄年月日、監獄名、罪狀、前科、人相、出獄前  
の交際人、徘徊地方其他參考となるべき事項を連帶なく警察部  
長に報告すべし

第十三條 曲獄に於て必要と認め監獄法施行規則第七十二條に  
依り停車場又は乗船所迄同行する出獄人の通知を受けたるとき  
は乗車乗船時の警察官署長は其住所、氏名、年齢、出獄後の住所、  
罪名、犯數、刑名刑期、特技、人相、乗車、乗船日時其他參考となる  
べき事項を三日前に出獄後の居住地及沿道の警察官署長に通報  
すべし

第十四條 警察官署長、市町村長、小學校長は被保護者にして一定  
の住所職業を有し改悛の情顯著にして保護監督を要せずと認め  
るときは協議の上保護監督を廢止し名簿を削除すべし

第十五條 警察官署長は島司、郡長、市町村長、市町村立小學校長  
の意見を聞き本規程施行に關する細則を設くることを得

細則を定めたるときは警察官署長より之れを知事に報告すべし

第十六條 警察官署長は毎年一月及七月の二回其の前六ヶ月内に  
於ける被保護者に關する成績を二號様式に依り知事に報告し  
且つ地方裁判所檢察正、典獄及島司、郡長に通報すべし

第二十條 警察官署長は第二條の出獄人にして出獄後居住すべき  
場所に至らざるるとき又は所在不明の出獄人あるときは直に其住  
所を捜査すべし

前項の出獄人あるときは其本籍住所氏名、年齢、姓名、特技、罪

報すべし

警察官署長にして前項に該當する者あるを認め又は前項の通報  
を受けたるときは其事を知事に報告し且つ鹿児島監獄典獄に通  
報すべし

第二十條 警察官署長、市町村長は左の各號の一に該當する者ある  
を認めたるときは直ちに其の他の視察情況は時々互に通報し市  
町村長は小學校長に通報すべし

- 一 不品行ありたるとき
  - 二 不良の徒と往來するの事實あるを認めたるとき
  - 三 所在不明となりたるとき
  - 四 所在不明者判明したるとき
  - 五 住所を變更したるとき
  - 六 死亡したるとき
- 前項の視察は本人の面目又は信用を損せざる方法を以て隱密に  
之を爲すを要す
- 第十一條 被保護者住所を變更したるときは左の取扱を爲すべし

- 一 警察官署長は所轄外に係るときは出獄人保護名簿を變更地  
の警察官署に送附すること
- 二 市町村長は其區域外に係るときは出獄人保護名簿を變更地  
の市町村長に送附すること

第二十條 警察官署長は第二條の出獄人にして出獄後居住すべき  
場所に至らざるるとき又は所在不明の出獄人あるときは直に其住  
所を捜査すべし

前項の出獄人あるときは其本籍住所氏名、年齢、姓名、特技、罪

第一號様式 出獄人保護人名簿

本籍住所 氏名年齢 保護を引受 けたるもの 住所氏名	罪 刑名 刑期	出獄 年月日	出獄後 在監中の行 狀	出監時所有 金	犯罪の原因 及動機	家族の狀態 及家族との 關係	犯 狀	保護に關し 取扱ひたる 事項及視察 事項	
								備	考

第二號の一

自明治 年 月 月 出獄人監督成績表の一



防邊條例其の一たり。

「ボルスタル」「リレカーン」二監獄に於ける「ボルスタル場」は、一千九百九年八月一日より之を開始したり。本條例第二章に於ける豫防拘禁の制度に關しては未だ實行の運びに至らず。蓋し豫防拘禁は其執行に先ち必ず三年以上の懲役刑を執行せざるべからざるものあるを以てなり（防邊條例第十條乃至第十三條參照）。然れども「ウアイト」島に於ては豫防拘禁場の新設に關して着々其歩を進め、犯罪防邊條例の施行規則に關しては須臾にして之が議案を提出するに至るべし。而して一千九百九年八月一日以來審理せる十六歳乃至二十一歳の青年男一千四百七十六人中「ボルスタル場」拘禁の刑を受けたる者は三百八十五人なり。其の詳細は別表の如し。

「ボルスタル場」在場者に關する統計其他調査

(一九〇九年四月一日) (一九〇九年三月三十一日)

(甲) 入出場人員調

男女	新入人員		合計	出人員		合計
	男	女		特別出場	在人員	
男	一三五八	一六八	七五四	一五九	三六	一三五八
女	一三三	一四	二八	一五	二三	一三三
計	二七二	一八二	八五六	四一三	三九	二七二

譯註 前表中「一條」「二條」は一九〇八年犯罪防邊條例第一條第二條に依り入場を命ぜられたる者、「三條」は同條例第三條に依り監獄より移送に命ぜられたる者、「復場」とあるは假出場の取消又は拋棄によりて、復場したる者、「特別出場」とあるは特別なる事由に基き出場を命じたる者に關す。

備考 犯罪防邊條例の實施は一九〇九年八月一日にして當時「ボルスタル」監獄及「リレカーン」監獄に於ける青年者は男三百五十六人にして内四月以降の入場者六十八人なり。此三百五十六人の内、執行、免、除、をを受けたる者六十九人、刑期終了したる者五人、假出獄を許されたる者一人、他監獄に移送されたる者二十四人にして、殘餘二百五十七人は、犯罪防邊條例第三條に基き、内務大臣の命令に依りて、之を「ボルスタル」場に移したるを以て、之を前表中に計上せり。

(乙) 新判決に基き入場を命ぜられたる

在監者の年齢別

男女別	十六歳十七歳	十八歳十九歳	二十歳二十一歳	合計
男	七三	一三八	二二六	四一七
女	四	八	一一	二三
計	七七	一四六	一三五	三六〇

譯註 新判決に基き入場者とは假出獄の取消拋棄による復場者を除くするの意なり但内務大臣の命に依る移送者を包含す。

(丁) 同上前科調

男女	初犯	二犯	三犯	四犯	五犯	六犯	七犯	八犯以上	計
男	九二	一三九	一〇〇	六八	四九	一七	一八	三五	五二七
女	四	三	九	四	一	二	二	二	二七
計	九五	一四二	一一九	七二	五〇	一九	二〇	三七	五五四

(戊) 同上教育調

男女	無學	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	計
男	二三	九七	一四七	一一七	九九	二六	一〇	一〇	五七七
女	二	二	一〇	四	五	一	一	三	二七
計	二五	九九	一五七	一二二	一〇四	二七	一〇	一三	五五四

(己) 各ボルスタル場に於ける檢束、懲罰及犯則調

(イ) 檢束に付きては「リレカーン」監獄（男ボルスタル場）に於て重屏禁に處せられたる者一人あるのみ。鈦又は手錠の使用を受けたる者なし。(ロ) 懲罰は左の如し。

(丙) 同上罪質刑期間

罪質	二年過一年半		一年過一年		計
	男	女	男	女	
暴力的財產犯	一	一	一	一	四
非暴力的財產犯	一	一	一	一	四
器物損壞	一	一	一	一	四
其他	一	一	一	一	四
計	四	四	四	四	一六

懲罰の種類	男ボルスタル場		女ボルスタル場		合計
	ボルスタル	リンカーン	エールスベリ	エールスベリ	
體罰	二六二	一	一	一	二六四
輕刑	二六二	八九	三五一	二〇〇	三七一
食糧罰	二六二	八七	三四九	一七	三六六
待遇就より退級又は待遇の喪失	二六九	九〇	三五九	一九	三七八
合計	七九三	二六六	一〇五九	五六	一、二五
被罰人員	一五八	四七	二〇五	三	二七
無罰人員	二八二	五	三三三	一五	三九八
一年間の在場者總數	四四〇	九八	五三八	二七	五九五

(ハ) 犯則は次の如し。

事犯別	男ボルスタル場		女ボルスタル場		合計
	ボルスタル	リンカーン	エールスベリ	エールスベリ	
暴行	一八	一	一九	七	二六
逃走及其計企	五〇	一九	六九	一六	一三六
怠惰	三三	七九	三〇三	一六	三九八
其他の犯則	二九	九九	三九〇	二二	四三三
計	一二〇	一八八	七九二	五五	一、一五五

彼等年齢の平均は十八年三月、前科の平均数は

即是なりとす。

譯註 本文に所謂通譯は全部十八條より成り参考に資すべきもの多きを以て後に之れを記載すべし

現行規則の下に於て之を察するに、一千九百十年末日在場人員總數は略五百五十人に達すべき見込みなり。犯罪防遏條例施行の當時裁判所は銳意其規定を活用せんことを期せるを以て「ボルスタル」「リンカーン」「監獄に於ける現在の設備を以てしては到底之に應ずること能はざるは勿論、將來に於ける設計を以てするも猶且足らざるの憂を免かれざりしなり。當時「ロンドン」市會は、其の管理に屬する「フェルタン」「幼童感化院」の廢止を決議したるを以て、昨年末、市會と協議を盡し、其の所屬の土地及建物を讓受くることに決定せり。若し之に加ふるに必要な大改築を以てせば、「ボルスタル」制度の發展に對し絶大なる便宜を與ふることを得べし。其の建物は甚だ整頓し、其の工場亦良好なるのみならず、航海練習用の帆船を備へ、且耕地略十二萬餘坪を有し、改築の曉は以て四百人を收容せしむるに足るべし。此設備を以てすれば、

略三犯にして内七犯九犯十犯十一犯甚だしきに至りては十五犯を重ぬるものあり。而して其多數は財産に對する暴力的乃至非暴力的犯罪に屬す。犯罪防遏條例實施の期は、だんかならずと雖も、其間に於て吾人の視察し得たる所に依れば裁判所の行動は能く條例の趣旨を體して遺算なかりしが如し。而して本官等典獄に對して通牒を發し、「ボルスタル」制度施行の細則を定め次項に該當するものに對しては、正則「ボルスタル」制度を適用せざるを以て相當なりとし、之を其の第八條に於て定めたり。

- (甲) 青年の従前の品性善良にして、先天的累犯者及無賴の徒に交はるに依りて失はるべき損失が、特別處遇にありて受くべき利益より大なるもの
- (乙) 健康及體質上操練及強役に堪へざるもの
- (丙) 感化院に入院し、又は「ボルスタル」監獄若しくは「リンカーン」監獄に拘禁を受けて、遷善の機會ありしに拘はらず、之れが實を擧ぐることを得ざりしもの

一方に於ては「リンカーン」監獄を「ボルスタル」場として使用することを廢止することありとし、他方に於ては健康及體質上「ボルスタル」制度に適せざるものを除外するの制度を改め、體質上操練及體操に適せざるものを絶對に除外せざるに至らしむるも、猶ほ收容の餘力を保つことを得べし。今日に於ては體質羸弱なるものは何等責むべき事由なきに拘はらず「ボルスタル」制度に依りて受け得べき教習其他の利益に浴することを得ざるに至るものにして、甚だ酷なるもの之を謂はざるべからず。而して之等羸弱者を一組として之に特別の處遇を施すことを得るや否やは、「ボルスタル」場の收容力が、現行制度の下に於て拘禁せらるゝ人員に比し、果して餘裕ありや否やの問題如何に依りて自ら之を解決することを得べきものなり。

(二) 「ボルスタル」監獄に於ける「ボルスタル」制度。  
犯罪防遏條例發布以前、一千九百一年より實際に於て行はれたる「ボルスタル」制度は、「キャプテン、エツクルス」氏の熱心と奔走とに依りて非常

なる發展を示したるものにして、其の能く頑兇不逞の徒を感化し以て遷善の功を收めたるは、主として氏の活氣躍如たる風資と、改善進取の氣節とに之を歸せざるべからず。唯若し其の指揮監督の下に在りて、事實事に當り、英捷敏腕、職務に勉勵なる上下吏僚の補助あるに非んば、安ぞ其の成功彼が如きに達するを得んや。

(三) 「リンカーン」監獄に於ける「ボルスタル」制度。

「リンカーン」監獄に於ては構造其他の事由により、「ボルスタル」監獄に於けるか如き發展を示す能はずと雖も、「ボルスタル」制度の功業を擧げんとする、吏員の熱心と敏腕とに基き、成績の見るべきもの甚だ多し。

(四) 「ボルスタル」協會。

「ボルスタル」制度の目的を達するが爲めに必要缺く可からざるものは「ボルスタル」協會にして、本年度に於ける其帳簿を一見するときは、效果良好なり。又以て保護會の組織適實なるを得るに於ては、假令、惡逆痼疾にして改善至難の累犯者なり

と雖も、之をして悟道の月に浴せしむること能はざるに非ることを、例證するものなりと謂ふ可し。「ボルスタル」協會に於ける事業の特徴は、保護を求めたる免囚に對しては、其の出獄の當時のみならず、其以後の經歷を通して、相互關係を持続するに努め、孽々怠ることなきに在り。最初就職の約定を爲すも、後之か解除を受くることは、屢々見る處なりと雖も、「ボルスタル」協會は、上述の保護方針を採れるを以て、青年免囚は協會の熱心なる保護に意を安んじ、協會を以て専心彼等の保護に盡力するものなりと爲し、之に信賴するが故に、約定を解除され再び職を失ひたる場合に於ては、更に又「ボルスタル」協會に詣り、其の保護を求むることを憚らざるなり。犯罪者の間に立ちて、協會が盡力する人類の救済は、偉大の事業にして又至難の事業たり。其の保護に依りて、當然墮落すべき常習的犯罪者の深淵より救済せられたる者は甚だ多く、後世必ず此れが功績を感得せざるを得ざるべし。

(五) 假出場。

犯罪防遏條例に依りて與へられたる、假出場者の監督權は甚だ效果あり。此監督權なくんば、協會に於て免囚青年を職に就かんめんとする盡力は甚だ望なきに至るべし。監獄參事會に與へられたる假出獄取消權は、出獄青年をして其職を株守せしめ、且協會と協定せる約束を遵守せしむるに關して最も有力なりとす。

(六) 「ボルスタル」制度の肯綮。

犯罪防遏條例は概して甚だ良好なる效果を收め得べきに似たり。而して本條例が認めて以て適實なる感化制度の要件とせるもの三あり。左の如し

(イ) 感化を及ぼすに要する相當の刑期なかるべからず。

(ロ) 假出場を許可し且つ之れが出場後の監督を爲すことを要す。

(ハ) 官僚は訪問委員「ボルスタル」協會員等の民間人士と、和衷協同することを要す。

「ボルスタル」制度は固より此等の三項を包含せざるべからず。其の構造、官制、遵守規則如何に巧妙、善美を盡すと雖も、之れ其の末のみ。戒護

監督の任に當るものたると、免囚保護の業に従事するものたるを問はず、其の要、人物を得るに在り。其制度は頗る單純なりと雖も、人物如何に據ること甚だ多く、是れ其の裁判官及公共より多大なる又熱心な補助を求むる所以なり。彼等は年少氣銳、其の方針を誤り、意に秩序を紊し、法規を侵犯するに至るものにして、此等青年を改過遷善せしむるが爲めには、仁愛の道に基き懲慈同情並び行ひ、以て之を感化するを要すべく「ボルスタル」制度の成敗は懸りて此一點に在り。

(七) 婦女に對する「ボルスタル」制度の適用。

前年度の報告書に於て一言せる女囚「ボルスタル」場は、「エールスベリ」監獄の一翼を以て之に當て、或は裁判所より直送せられ又は内務大臣の命令に依り移送せられたる女囚を茲に收容せり。監獄參事會は「ボルスタル」場移送を適當と認むるものに付、之が移送に關し内務大臣に稟請せしが爲めに、男囚に於けると同様なる「ボルスタル」委員を、本年一月一日より各監獄に置くの計畫を爲し更に又十六年乃至二十三年の女囚に對して變則

「ボルスタル」制度を適用するの方針を立てたり。「エールスベリ」監獄に於ける「ボルスタル」場の規則第十六條に依れば、在場者は三ヶ月間拘業を受けたる後假出場を許さるゝことを得べきものにして、而も各禁錮監所屬の「ボルスタル」委員は、刑期四月以上の拘禁囚にして「エールスベリ」の「ボルスタル」場に移送するを適當と認めたるものあるときは、之を監獄參事會に具申することを得せしむ。如斯短期間に改悛の實を擧げしむることは勿論不能に屬すと雖も、犯罪防遏條例第六條第一項に依れば「ボルスタル」場拘禁に處せられたる者は、其期間終了後六ヶ月間一定の監督に服すべきものなるを以て、假令其期間は一ヶ月内外に過ぎずとするも、之を「ボルスタル」場に移送するを以て適當とすべきこと毫も疑なし。唯各個の場合に於ける移送の利害如何に付きては、固より之を「ボルスタル」委員の判斷如何に俟たざるべからざるなり。

新制度の運用如何に依りて受けたる諸般の報告は悉く好果を收めたることを證す。

免囚婦女收容所、其他之等の救濟會に關係せる監獄訪問婦人、及其他の篤志婦人が自ら進んで致したる盡力の如きに對しても、亦頗る満足の意を表せざるを得ず。囚人は感情中正を失し、處遇亦頗る困難なるものにして、其最たるもの即ち女囚たり、特に青年女囚たり。

青年犯罪者は所謂先天的累犯者たるの運命を有するものなること計數上明白なり。就中幼婦少女に於て特に此傾向ありとす。

其の性滯固せざるに先ち、之を教化するに至嚴至重の方法を以てし、改善に誘掖するに非れば、他日之を救濟せんを欲するも時已に遅かるべし。此等青年女囚は今や一般囚人より分監せられて別に一團を爲し、考慮經驗の指示する總ての方法の下に在りて性善の歸路に就かんとするなり。

本年一月、制度の實施以來、三ヶ月間に於て取扱れたる女囚は、總數二百七十五人にして内譯次の如し。

(一) 刑期別。

一月以下 百九十二人  
一月過乃至四月未滿 五十四人

四月乃至一年未滿	十八人
一年以上	十一人
(二) 前科別。	
初犯	百五十一人
再犯以上四犯	八十九人
五犯以上七犯	三十三人
八犯以上	二人
(三) 罪質別。	
盜犯其他	九十二人
威迫犯	十八人
警察犯等	五十六人
泥醉犯	五十六人
浮浪犯	四十八人
其他	十三人

(八) 男子に對する變則「ボルスタル」制度の適用。

男囚に對する變則「ボルスタル」制度は、依然非常なる効果を收めつゝあり。而して禁錮監に於て普通の刑罰を受けつゝある青年受刑者の改善に關して爲されたる特殊の改正は、拗執なる幾千の青年犯罪者を救濟して、之を犯罪生活より脱せしめ

得るに至るべきことを疑を容れず。此の效果は、其功單之れを、監獄事務に斡旋せる上下の官僚のみに歸すべからず。此制度の成功を期せんが爲めには、監獄訪問委員及免囚保護會に關係ある諸士及治安裁判官等の拮据勉勵其の事に當りたるも亦與つて大に力あるを忘るべからず。此等人士の盡力は全國を通じて、非常のものにして此の如く官民一致の温健なる協力に依り、獄務改良の偉業漸次完成に趨ふを見るは、甚だ感謝に堪へざる所なり。

刑期一月以下の者六千五百二十五人は之を除外し、其他の青年受刑者二千八百八十四人は變則「ボルスタル」制度の下に之れが處遇を爲したるものにして、此一日本平均人員は七百七十一に當る。而して其内刑期四月以上のも五百七十七人は之を各特設監獄に移送拘禁したり。本年度に於て此等特設監獄より釋放を受けたる青年受刑者六百二十一人の内、五十九名内外は行狀生計善良にして、二十八名に關しては別に惡評無く、九名は再犯し、三名は普通行狀を保てり。今年度に於て他の監獄よ

り満期釋放を受けたる、刑期一月過四月未滿の青年受刑者二千三百三人内二十三%は行狀生計善良にして、五十七%に關しては別に惡評を聞かず、十二%は再犯し、七%は普通の行狀を保てり。

譯註 右に依れば特設監獄の成績可畏なるを證す。即ち行狀生計善良なるものに付きては三十六%多く別段の惡評なきものに關しては二十九%再犯者に關しては三%普通に於ても二者の比較は、特設監獄の成績概して良好なるを示したり。(監獄協會雜誌第二十三卷第三號參照)。

此等青年受刑者を罪質別に調査すれば次の如し。

罪質	一月過		一月以下	
	實人員	%	實人員	%
財產犯 刑、ハクスブリキ等	一、七五九	八〇	一、五五五	二四
身體犯 規則違背(警察犯、道路取締、規則違背、罰市令犯)等	三、〇〇〇	一〇	三、四二五	五
泥酔	八	二二	二、七六	三三
浮浪及窮貧	六三	三	一、四六	二二
法違背	一〇二	五	四四三	七
其他	二、一八四		六、五二五	
計				

年別	人員	
	男	女
一八九三	一七、九四〇	
一八九四	一八、四九七	
一八九五	一六、三二五	
一八九六	一三、四四三	
一八九七	一四、八〇九	
一八九八	一五、三〇二	
一九〇〇	一三、一七八	
一九〇一	一一、七五八	
一九〇二	一三、三四二	
一九〇三	一三、七六七	
一九〇四	一四、九三四	
一九〇五	一六、〇八一	
一九〇六	一五、八七八	

刑期一月以下のものに付きては初犯者は六十四%にして刑期一月過のものに關しては同四十三%なり。此れ注意すべき現象なり。  
一千八百九十三年以來の青年受刑者(十六歳乃至二十一歳)の數を示せば左の如し。

本年度を以て之を一千八百九十四年に比すると、計八千人以上の青年犯罪者を減少したるは、欣ぶべき現象なり。

此の如き成績の功績は、其一部を全國に於て活動せる「ボルスタル」委員會の經營に歸し、以て彼等の事業を顯揚するを相當とす。

全國に於ける監獄よりの報告は、變則「ボルスタル」制度の性質如何を明にするものなり。「パーミンガム」監獄所屬「ボルスタル」委員會の報告によれば、多數青年者の行末に關しては、變則「ボルスタル」制度に依りて之れが救済方法を盡したりと謂ふべきに似たり。「プリストル」監獄に於ては、「ボルスタル」委員會の一員たる「スチーニール」氏の奔走著しきものあるを推稱す。吾人は氏の力によりて、青年犯罪者を改善し、以て公共に貢獻す

る所多からんことを望むものなり。「チンプラツジ」監獄所屬の「レヴレンド、ビー、アーサー」氏亦同様な盡力を爲したり。「ダーハム」監獄の典獄は、同監所屬の「ボルスタル」委員會々長の語を藉りて、謂つて曰はく、「吾人は茲に又「ボルスタル」制度の一年を送り而して下の結論に達せり。

此結論たるや、英蘭全部を通じて誤りなき所に屬し、「ボルスタル」制度は既に動かすべからざる事實と化し、其成功亦無限なることを示すものなりと。

本年度間一千一百十四人の青年犯罪者を收容したる「リヴアール」監獄に所屬せる、「ボルスタル」委員會は報告して曰く、「青年が變則「ボルスタル」制度の適用を受くるに當りては彼等は將來必ず不羈怠惰、以て一生を誤まる事明白なる状態に在り。又彼等は決して青年の責任如何を解せんとせず。然れ共其釋放當時に於ては彼等は健全なる體軀を養成し、苟も就職の機會あらば生業に付き營々辛苦せしことを望み、洋々たる前途を以て出獄するものなりと」。

ウエークファイルド監獄に於ける成績と「ボーベリ」慈善院の婦人に依りて爲されたる献身的事業に關し、同監獄の典獄及教誨師の報告は特に注意を要すべきものあり。

「マンチエスター」監獄に關しては、「ビーラツセ」氏及「イツチ、ウード」氏等あり。二氏の救濟事業に關する知識は監獄當局に對して、非常なる補助を與へたるものにして、其の青年犯罪者に對する多大の盡力に對しては、同監獄典獄の深く感謝する處に屬す。其の所屬「ボルスタル」委員の年報に曰く、

『本年度に於て吾人の保護を求めたる青年免囚の数は著しく減少したり、「マンチエスター」市方面より來る免囚に於て特に然り。由是觀之、吾人の事業は徒爾に歸せずして、青年犯罪者の数は漸次減少の傾向を示せるものなること明白なりと謂ふべし』

論にあらすと雖も時勢の進連に伴ひ常に向上發達の計を怠るべからず殊に戶籍登記公證人執達吏の事務の取扱に就ては廣く利害便否に影響すること尠からざるが故に事の法規に觸れ官紀に違はざる限りは成るべく懇切と節約とを旨とし其取扱に悦服せしむるを要す即ち新に一局を設置し専ら民事改善の衝に當らしめ其實績を擧るを期せんとす又各種實體法の整備に伴ひ之れに適應すべき民事訴訟法制定の必要を認め法律取調委員會をして同法改正の事業に着手せしめんとす

爰に刑事上取扱に付き切に各位の注意を促さんとす思ふに新刑法實施以後各位が夙夜以て新法の運用に努め部下を督勵して事務の改善を計らるるは固より之を熟知すと雖も近時頼に在監人の増加を來せるは深く遺憾とする處なり而して其増加せる所以は主として新刑法の旨趣に基き彼の常習犯者及び職業犯者を長期の刑に處したる結果に外ならざれば之れ全く一時の現象にして永く持續すべき状態にあらざるに世上動も

雜 錄

○岡部司法大臣の訓示

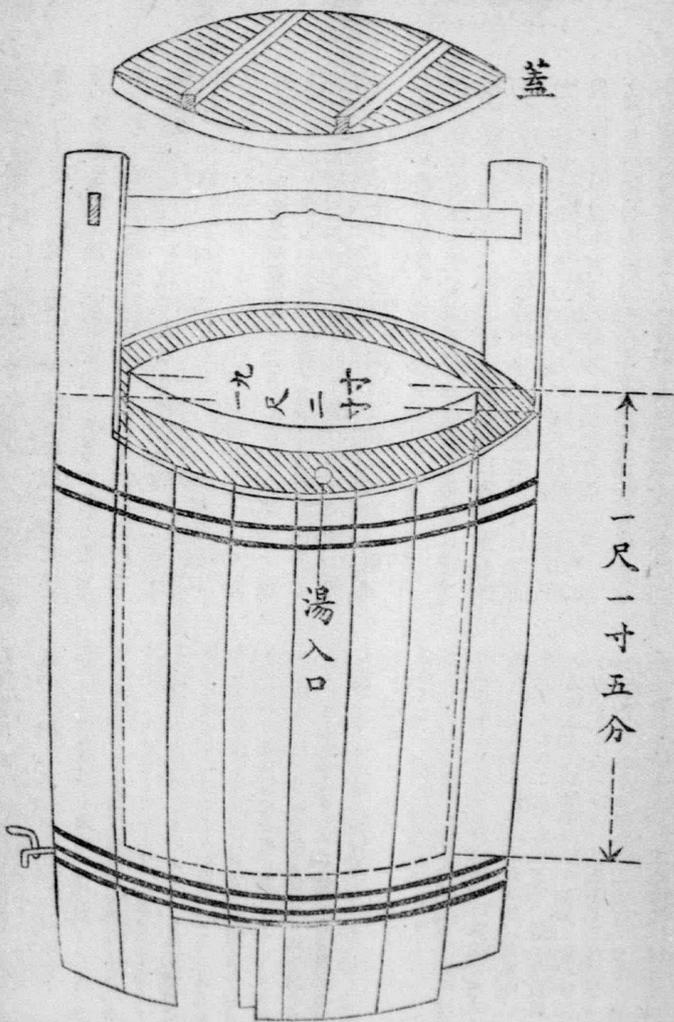
司法官會議は本月十七日より開會せられたるが同日司法大臣より訓示せられたる要旨左の如し  
商法改正案は第二十七帝國議會を通過し遠からず其公布を見るに至らんとす抑も此法案は時勢の要求に應じ汎く裁判上の實驗と當業者の意見とを參酌し現行商法の不備を補修したるものにして商事立法上一層の改善を加へたること論を俟たず然れども立法の効果完全に實現し國利民福の増進に資する所以は外形の美にあらずして運用其宜しきを得るに在り殊に商事は特種の慣習に従ふもの多きに居り且つ概ね敏活簡捷を旨とす商事裁判の職務に従事する者は常に商取引の實際に通曉し事に臨て其斷案を誤らざることに努めざるべからず

民事は多年の研究と實驗とを経稍圓熟の境に進み之を法典實施の當時に比すれば固より同日のすれば檢舉苛察に過ぎ課刑深嚴に失し保釋責付未決拘留の通算及び執行猶豫の適用に吝なるなきやを疑ひ當局者の措置を云爲するものあるを見る其當否の如きは元より箇々の案件に就き仔細に調査を遂ぐるに非ざれば未だ遽に之を斷定し難しと雖も一の過失は誤つて全般の瑕瑾の如く喧傳せらるゝなきを保し難く之れが爲めに世人の信用を損じ裁判の威嚴を失するあらんか司法權の爲め誠に憂慮すべきなり各位宜しく三度意を爰に致し部下の監督を嚴にし萬に一失ならんことを期せるべし

○彦根分監開廳

膳所監獄彦根出張所は刑事事件増加し日々入獄者あるに至りたるより昨年來建築中なりしが愈工事竣成したるを以て本月下旬より分監として事務を取扱ふこととなり數日の後には分監開廳の旨告示せらるゝ筈

○小田原分監の増築竣成



○福岡監獄の汁田子

福岡監獄にては汁田子を用ひ在監者食食用醬油汁又は味噌汁を炊き湯より凍結する事なるが冬季には汁の冷却するを以て成るべく運搬と食事時間との間を短縮し居るも尙充分に届かざるより考案の末圖の如き内部を二重にせる運搬田子を作り内部金屬製の容器に汁を容れ其湯入口を密閉して工場に運搬する事としたるに華氏百八十度のものは二時間の後尙百四十度の温度を保持するを以て喫食の際までに冷却の憂なく又外方の湯は直に飲料に供し得られ旁便益からず云普通田子桶を用ふる監獄に於ても斯く注意すること肝要ならぬ

懲治人教養の目的にて數年前建築せられたる横濱監獄の小田原分監は懲治人全部釋放せられ爾後收容の事實なきに至りたるより其建物に模様替へを爲し他に利用せんとて舊冬中より工事中なりしが略落成したる由にて多分幼年監に指定せられ附近監獄より幼年受刑者を移送する事となるべしと

○練習船設備の廢止

神戸監獄洲本分監にては附近監獄より懲治人を集收し練習船鎮邊に乗組ましめ海員に養成の目的を以て教養しつゝありしが懲治人は新法施行後漸次釋放となり最早一人も收容中の者なく隨つて練習船の必要なきに至りたるより過般其設備を撤廢し同船は公賣に附したり

○兵役と犯罪

陸軍省に於て明治四十三年徵兵事務摘要なるものを公表せり該摘要に依れば全國壯丁中主なる人事上の事故に依り徵收し得ざる人員は惣計拾一萬五

千五百八十一人にして其内逃亡失踪所在不明及犯罪又は裁判未決の爲徵集を延期したる者二萬六千六百七十八名(前年に比し千百八十三名減少)處刑せられたる爲め兵役に服することを許さざる者六百九十六名(前年に比し二百六十二名増加)なり尙同記事中の一節に曰く、地方淳朴の壯丁は兵役を名譽とし進んで義務に服せんとするの状況を認め得べきも一部分の者は些少の疾病を誇大に訴へ或は強度の近視眼鏡を用ひて故意に近視眼を作爲し又は直ちに修學の意なくして籍を徵兵令第十三條學校に置き以て猶豫の特典を濫受せんとする等憂慮すべき思想を有することを否定する能はず而して是等の者は概して都會の地に在る者及高等の教育を受けたる者の中に多きが如く殊に官立府縣立師範學校を卒業し小學校の教職に在る者にして六週間現役をも免れんとする者あるに至りては寒心すべきこと、又故なく徵兵検査に出頭せざる者二千名にして前年に比し四百十三名を増加したるは遺憾とする所なり云々と



のもごまいます。此「イヘシロアリ」と申しますもの、大體の社會組織を申しますると、其社會の中には先づ第一に女王がある此女王の配下に兵蟻と申す兵隊がございます、右の兵隊の外に又労働を専門にやるところの職蟻がある、つまり「イヘシロアリ」と稱するもの、社會は王及び女王並に職蟻と兵蟻と此三つの階級から成つて居ります、扱て此各々の役目を申しますると先づ兵蟻と申しますもの總括しての數の中の約三分の一ばかりを占め主に巢の中に居りまして防禦に任ずる、詰り外から黒蟻等が攻めて來ますときに之に敵對し之を防ぐところの役目を爲します、それから職蟻といふは其名の示す如く労働に従事するものでありまして巢を掃へるとか又幼者を養ふとかさういふやうな無難の労働に従事するのでございます、次に女王と申しますもの、務は生殖一方でございまして巢の中に入つて居りまして唯卵を産むばかりの役目を致します、此女王と共に又一疋の王がございまして、詰り一對の雌雄、それから他に無數の兵蟻と職蟻、是だけで一社會を組織して居るのでございますが此中で女王と王のみは生殖を爲すところの能力がございまして、他の兵蟻と職蟻とは全く中性のものでございまして卵を産むことが出來ず生涯巢の中に入つて居りまして唯労働にのみ従事して居るのでございまして。

次に此種類の繁殖法を簡単に申しますると一つの巢の中には女王と王と兵蟻と職蟻がありまして外に又無數の幼蟲がございまして、此幼蟲は段々成熟しまして一定の時期に達しますると一の卵から産れたものが段々に二つに分かれて一つは卵を産むこ

とが出來るものと又片方は卵を産むことが出來ないものと分かれてますが、卵を産むことが出來ないもの、方から今の兵蟻と職蟻とが出來る、所が其卵を産むことが出來る性質を備へて居るのは成熟するに従ひ段々に羽が生へて來まして臺灣に於ては五月下旬から六月に掛けて巢外へ飛んで出て來ます、多くは風の降り揚句、若くは天氣の曇つて居る時に飛出して來るのでありますが其數は非常なものでありまして夜電燈を點けて家の中に入つて居りますと恰も雲の如く眞黒になつて夜の中に入つて來る、此に臺北に於ては中蟻の繁殖期には夜電燈を點けずには二三日の中に居らなければならぬと云ふ様な場合に遭遇する事がございまして斯く羽が生へて巢外へ出たものが、雌雄相配して新に巢を掃へます、此巢は泥の中に入ることもあり又木の中に作ることもありますが、白蟻の繁殖法は建築に對する豫防臨臨を考へるに當りまして最も重大なることでありまして蟻が、如何にして繁殖するか如何なる所に卵を産んで如何なる所から家屋に侵入するか云ふことを考へるのが非常に肝要なことでありますが今まで諸方面に於きますところの學者の研究の結果を綜合して見ますと未だ巢を飛出した後の經過即ち如何なる處に入つて卵を産むか云ふことに付しましては何等の研究もなかつたやうであります、家屋に對するところの豫防法を考へる順序として是が非常に必要なことでありますから此夏六月頃飛出して來たところの「イヘシロアリ」の雌雄を捕へて人工的に培養して見ましたか私之により少しく趣味ある結果に達したのであります、實際の方法は先づ飛出して來たところ

の蟻と蟻を論へて瓶へ泥を半分入れ、是れへ食料にする水を入れた硝子瓶の中で約二十對ばかりを飼つて二ヶ月ばかり経過を見て居たのであります、之等の内或者は飛出した後約一週間ばかりで泥の中へ潜り込み其中へ穴をあけて卵を産出し、又或者は木の中へ入つて其處へ適當な場所を掃へて卵を産むのを目撃したのであります、飛出した後約五日ばかりで、一日に二個或は三個つゝ産卵し之が二十一日乃至廿七日を經過すると孵化して新に若白蟻が發生して來ました、此結果の中で最も面白いことであると思はれるのは瓶の中へは最初から色々の木を選んで入れて置いたのであります、硬い木を入れたものは木に蝕込むことが出來ない爲めが全部土中に巢を構へて産卵したのに反して極く柔い木を使つたものは決して泥の中へ入ることなしに直ちに木の中へ蝕込んで此處へ巢を構成し此中へ卵を産むのを確め得たこととありますが、斯く飛出したものが木の中へ入つて卵を産むものがあるとしたならば吾々建築の方に係る者は非常に警戒しなければならぬと思ひます、單に泥の中へ入つて棲息すると云ふものでございまして泥から浸入することを防げば建築物を全く白蟻の害から免かれしむることが出來るといふことになつたならば吾々建築の方に係る者が、出來るといふことになつたならば吾々建築の方に係る者が、次にか方法を施さなければならぬ事であるを考へます。

に於ける白蟻の巢、即ち俗に「ホワイトアント・タタラー」と云はれて居る様な大きな巢を發見することが出來ないのでございまして濠太利亞の白蟻の巢は人間の乗つて居る馬車よりも大きくあります併し臺灣に於ては決して發見することが出來ないのであります、臺灣に棲んで居る白蟻、殊に建築物に浸入する「イヘシロアリ」は多くの場合に於て地表より約六尺乃至七尺位の深さに達する迄白蟻が僅二尺か三尺往復することが出来るやうな細い道を開け木の下若くは石の下に達することが出来るやうな細い道を掃へて居ります、元來白蟻は泥の中へ棲んで居る家を掃へて棲息して居ります、元來白蟻は泥の中へ棲んで居る結果日光を嫌ふと同時に又地上の黒蟻や斯の如き動物に對して非常に抵抗力が弱いものでありますから先づ地と面に出で對峙しますと日光を防ぎ黒蟻を防ぐ手段を取ることが最も大切である爲に自ら小さい泥の塊を啣へ來り之を唾液で固め着けて細い隧道を作ります、斯くて日光を防ぎ又外敵の侵入を防ぎ、植物若くは建築物に侵入して來るのであります、彼等が建築物の木材に到達致しますると其内部へ喰込んで來ます、時には又壁土の中若くは煉瓦の中を通りまして直に小屋に昇り其構成材料に非常な損害を與へる事もあります。

次に臺灣に於ける「イヘシロアリ」の爲にどんなものが害を被るか云ふに隨分意外のものが此爲に損害を被つて居ります、それを一寸申しますと第一は申すまでもなく木材であります、此白蟻が今の隧道に依つて段々家屋に侵入して來ますと先づ第一に木材の中へ喰込みます其方法は此木材の標本に依つて明かでございますが先づ表面に隧道を作つて漸次切り口へやつて

が出來るものと又片方は卵を産むことが出來ないものと分かれてますが、卵を産むことが出來ないもの、方から今の兵蟻と職蟻とが出來る、所が其卵を産むことが出來る性質を備へて居るのは成熟するに従ひ段々に羽が生へて來まして臺灣に於ては五月下旬から六月に掛けて巢外へ飛んで出て來ます、多くは風の降り揚句、若くは天氣の曇つて居る時に飛出して來るのでありますが其數は非常なものでありまして夜電燈を點けて家の中に入つて居りますと恰も雲の如く眞黒になつて夜の中に入つて來る、此に臺北に於ては中蟻の繁殖期には夜電燈を點けずには二三日の中に居らなければならぬと云ふ様な場合に遭遇する事がございまして斯く羽が生へて巢外へ出たものが、雌雄相配して新に巢を掃へます、此巢は泥の中に入ることもあり又木の中に作ることもありますが、白蟻の繁殖法は建築に對する豫防臨臨を考へるに當りまして最も重大なることでありまして蟻が、如何にして繁殖するか如何なる所に卵を産んで如何なる所から家屋に侵入するか云ふことを考へるのが非常に肝要なことでありますが今まで諸方面に於きますところの學者の研究の結果を綜合して見ますと未だ巢を飛出した後の經過即ち如何なる處に入つて卵を産むか云ふことに付しましては何等の研究もなかつたやうであります、家屋に對するところの豫防法を考へる順序として是が非常に必要なことでありますから此夏六月頃飛出して來たところの「イヘシロアリ」の雌雄を捕へて人工的に培養して見ましたか私之により少しく趣味ある結果に達したのであります、實際の方法は先づ飛出して來たところ

來ます、彼等は決して表面から侵入することなく必ず切口へ來て其の極く柔い部分から直ぐ中へ侵入して來ます、但し外部を保護して置きませぬと日光が入り又他蟻のなどに侵入せられまので外皮は必ず壊して置きます、外は僅か一分が二分ばかりの厚味を残して内部を喰い盡しますので爲めに蟻に侵入された家は非常な危険に遭遇するのであります即ち吾々が如何に外から見ても木材に蟻が入つて居て内部が斯の如く腐つて居る事を認める事が出来ないの思はぬ損害を惹起致します彼等は暗きを好む結果建築上最も必要な合掌及び梁等の部分に甚しき損害を與へるのでございまして、此寫眞に現はしたのは被害の最も甚しき一例であります斯くの通り家屋の主要なる部分がかやられる爲めに地震又は大風に依つて家が動搖すると家屋全體が潰れるやうになるのであります其外に立木でも此蟻の爲めに損害を被りまして枯れることがあります、然し立木に侵入するのは「イヘシロアリ」よりも寧ろ先程申しました「ヒメシロアリ」と稱する種類であります、是は木の皮の周圍に泥で段々隧道を作つて上登し先づ皮の部分から喰ひ破り樹液の往來する處を蝕害する爲に遂に木が枯れる様になるのであります、元來樟腦と云ふ者は最も昆蟲が嫌ふものであります、臺灣に居ります此種の白蟻は樟の苗に甚しき損害を加へ樟夫れ自身を枯し又樟に依つて製材した板板の如き者に迄甚しき損害を與へます従つて樟腦は白蟻に對しては何の役にも立たぬものと云つてもよからうと考へられますか尙樟の外に臺灣に於きまして梅檀と云ふ樹木や、欖榔干其外いろいろの植物に損害を與へられま

す、それから一寸申し残しましたが木材の中にもいろいろ好嫌ひがありまして臺灣に於ける「イヘシロアリ」の最も好んで蝕害する材木は松材でございます、日本の建築物に於きましては昔より松材を使ひました結果最初彼方に建てました日本の官舎若くは總ての官舎は殆んど全く松材より成つたと云ふても宜いのであります、不幸にして白蟻は松材を最も好む結果此松に依つて建築した建築物は目下非常な損害を被つて居ります其他杉でも、樺でも、樺でも、食物がなくなりさへすればどんな硬い木でも食ふのでありますから目下日本に於ける總ての木材は殆ど白蟻の爲に抵抗する力が無いものと云ふても宜いと思ひます。未完

○囚徒井底に埋まる

市谷監獄に於ては第四號看守の官舎に設けある井水濁濁し飲用に適せざるに由り本月一日八名の囚徒を使役し井戸浚へを爲さしめしが十二時過に至り汲干したるより就役中の殺人犯初犯懲役三年井下田元太郎(四十六歳)は深三十二尺の井中に這入り井底の小砂利を掻上げつゝありしに殆んど浚深し了りたる頃元太郎は大聲にてアツ、と叫びたるより其上に立て砂利引揚方を宰領しつゝありし囚人共其聲に驚き井底を覗込みしに最下層の桶側(上部十尺許りには桶側なく其下部には五尺の桶側五本組入れあり)は土砂と共に崩壊し

砂崩壊したるならんと云悲惨の極と謂ふべし

○倉庫倒れて囚徒の横死

秋田監獄に於ては客月二十日古倉庫を解き崩す爲め囚徒二十六名を督し役に就かしめたるに時々降雪ありたるを以て萬一不慮の椿事を生ずることなからんことを注意し居たるに午前八時二十分頃俄然一陣の颶風襲來するや半ば解崩したる倉庫の殘部は忽ち風力の爲めに倒潰したる騒ぎにスツと囚徒一同急ぎ難を避けたるに其中の一名賭博開張九犯の懲役一年二月囚加藤久(三十六歳)と云ふは遁逃の機を失し避難の途もなく墜落したる梁に壓迫せられ面部足部に重軽傷を負ひたるより援け起して應急手當を施したるも腦震盪を併發し同四十分頃死亡せりと云

○逃走事故

▲東京地方裁判所より逃走  
東京監獄拘禁中の強盜及詐欺取財刑事被告人高

て元太郎の胸部以下を挟み埋められ居たり之を見たる他の囚徒は不慮の出來事に驚き急ぎ之を援上けんと準備せる折柄又第四層の桶側は原状を存したるまゝ、迂り落ち同時に第三層目の桶側は碎けて多量の土砂と共に墜落し元太郎の全身を埋没せり此時援助に着手したる囚徒は井中に吊り下りたるが土砂は元太郎の頭上を蔽ふこと八尺に及び救助に就きたる囚人は泥水中に沈み漸く足趾の端にて埋没せる囚徒の頭部を探り當てたるに過ぎざる悲惨の状況に至り今更施すべき術なく兎も角現場戒護の看守に於て井戸浚の囚徒をして土砂泥水を汲上げしめ一面變を典獄看守長に通じたるより更に土砂泥水等の汲上げを急がんと囚徒を増加し督勵したるも丈餘の底に埋まれるのみならず桶側の破片は土砂中に交錯し意の如く抄らず全く土中より身柄を引揚げたるは午後十一時にして全身冷却し百方手當を試みたるも固より綻斷れたる後とて何等の效もなかりし、土砂崩壊の原因に就ては確たる見込立たざるも井戸掘專業者の語る所に依れば井底の砂利の掻浚へ深過ぎたるより桶側墜落し土

山叶(三十一歳)は去月十五日東京地方裁判所豫審廷に於て審問を受け午後三時三十分頃審問を終り戒護看守付添ひ同構内の留置場へ歸還する際地下層の階段を降り右折して留置場の入口に到るや突然手錠を脱し裁判所の裏門に向つて逃走したり斯くと見たる戒護看守は「逃走々々」と疾呼し追跡したるに折柄裏門守衛を爲し居たる裁判所の守衛某は其聲を聞付け其前方に立塞りたるより被告は道を轉し逸出せんとしたるを同守衛は追駈け看守亦追窮し捕縛せり

▲網走監獄外役泊込所より逃走

網走監獄にては一里餘を距る能取官林内に泊込外役所を設け冬季間は本監より山林へ往復せず泊込箇所より就業者を出役せしむることゝせるが同監獄は目下復舊工事中なるを以て之に要する木材の伐採茲に運搬の業務を爲さしむる爲め去二月二十七日も例の如く囚徒六十名に看守長看守部長各一名監督の下に看守六名を以て戒護せしめ作業に就かしめたるが當日は積雪融解車軌意の如くならず運搬意外に困難漸く午後五時頃歸所したるも

勞働の度甚しかりしに依り一同に入浴せしめ夕食を下したるは六時なりき然るに從來の慣例として食事後囚徒二名つゝは浴場の掃除に就かしめることゝし之が戒護には監房巡警看守をして兼ねしむるものなるが當日浴場掃除の業に當りたる二名中の窃盜二犯懲役十二年囚伊倉不作(二十七歳)は掃除終りたる後戒護看守に向ひ棄湯を以て襦袢を洗濯したしと請ひたるに看守が之を許し浴場と隣接せる監房の前面を巡警しつゝありしに囚徒は看守に寸隙あるを見るや其側に在る厩より運搬用の裸馬一頭を牽出し逸早く打跨り驀然駈出したり看守は其音に驚き振向きたるに囚徒の姿見えざるより直に看守長に報じたるに依り看守長は臨檢し飼馬に乗り逃走したるを知り看守部長看守各一名亦馬に打乗り追跡し同時に本監に通知したるより本監に於ても即時看守長看守を召集し各方面に追跡捜査せしめ又各要地に看守を張込せしめたり當夜は稀なる暖氣にて積雪馬脚を没し進退頗る困難なりしが先に追跡したる出役所の看守部長は能取村字禮文尻と稱する所にて追付きたり囚徒は看守部長

に肉縛せらるゝや馬より下り恐縮の體を裝ひ「おとなしく縛にかゝります」と述べたるより看守部長亦急ぎ馬より下り之を縛せんとするや囚徒は突然躍りかゝりて之に組付きたるより茲に格闘すること少時なりしが看守部長は左手を以て帶ぶる所の短劍を抜き刺さんとせしに囚徒は左拇指に嚙付き咬傷を負はしめ其力の弛みたるに乗じ短劍を奪ひ疾驅して路傍の繫間に飛下り又路上に上り再三其踪跡を晦まさんとし部長は路傍にありし手ごゝの棍棒を取り奮進して踪跡を失せざらんとしつゝありしに幸にして二名の看守追跡し來りたるより之と協力し本監を距る四里許なる同村字越歳と稱する所に於て追及し前後より包圍し遂に逮捕したり時既に夜陰一時三十分なりしと

法 令

勅令第百五號 明治四十四年四月十四日  
司法省官制中左の通改正す  
第三條中「四人」を三人に改む

- 第四條 司法省に左の三局を置く
- 民事局
  - 刑事局
  - 監獄局
- 第五條 民事局に於ては左の事務を掌る
- 一 裁判所の設立、廢止及管轄區域に關する事項
  - 二 民事及非訟事件に關する事項
  - 三 民事及非訟事件の裁判事務に關する事項
  - 四 戶籍に關する事項
  - 五 公證に關する事項
- 第五條の二 刑事局に於ては左の事務を掌る
- 一 刑事に關する事項
  - 二 刑事の裁判事務及檢察事務に關する事項
  - 三 恩赦、復権及刑の執行に關する事項
  - 四 犯罪人引渡に關する事項
  - 五 辯護士會に關する事項
- 第八條中「七十人」を六十八人に改む
- 附 則
- 本令は公布の日より之を施行す



●獄務練習新書特價販賣廣告●

法學士 佐々木秀司君 法學士 鳩山一郎君 安松虎雄君 合著

●監獄法講義附監獄法令沿革  
 ●憲法講義  
 ●行政法講義  
 ●刑法講義  
 ●刑事訴訟法講義  
 ●刑罰法講義  
 ●民法講義  
 ●民事訴訟法講義  
 ●統計學講義  
 ●附錄 英語自習法

獄務練習新書

全

- 菊版總紙數凡九百頁●用紙上質印刷鮮明●クロース金字入美裝●定價一部金壹圓五拾錢
- 内地小包料拾貳錢(東京市内ハ四錢)●臺灣樺太清韓地方は開封郵便トシテ金貳拾錢
- 減價金壹圓貳拾錢●遞送料實費申受ク●本書申込者ニ對シ今回本院出版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ
- 送本ハ申込即日遞送ス●一官署内二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦

法學博士 小河滋次郎君序  
 監獄教誨師 西元龍拳君著

(增訂六版)

增補 訂正 實用讀本 完

洋紙菊版美本  
 實價金三十錢  
 郵税金八錢

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です  
 ◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です  
 ◎日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です  
 ◎足らざるを補ひ誤れるを正し愛讀者の遺憾とする所を増訂し更に二十餘頁を加へて顧客の良友なることを得ました……爲に實價金三十錢となりましたけれども猶有益且廉價なることは讀書界の第一位であります……斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞腑するの讚譽に背きませなんだのは千万の面目……誰人も必携の良書熟讀して御覽下さる

東京四谷區愛住町二番地

發行所

東京書院

(電話番町特二十一番)  
 振替貯金口座七九八三番

會費送附方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會理事 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十四年四月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地 豐野胤珍  
 編輯人 東京市四谷區愛住町二番地 磯村政富  
 印刷所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地 監獄協會  
 發行所 東京市四谷區荒木町二十七番地 東京書院印刷部  
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院  
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌)第四卷第四號(明治四十四年四月二十日發行)每月一回(二十日發行)